

ぶんぱくのあり方に関する提言書

資料編

2025年（令和7年）11月

ぶんぱくあり方検討会

目 次

主な取組への委員意見	1
今後のぶんぱくのあり方に向けた委員意見	17
ぶんぱくあり方検討会での検討内容	18
検討の参考資料	
1 ぶんぱく建設の経緯等 (第2回資料)	29
2 ぶんぱく職員意見交換会報告 (第2回資料)	33
3 市民ワークショップ報告 (第3回資料)	37
4 ぶんぱくの明石市における位置づけ (第4回資料)	40
5 博物館とは (第4回資料)	52
6 組織図 (第4回資料)	53
7 館内配置図 (第4回資料)	54
8 展覧会開催状況 (第4回資料)	55
9 ぶんぱく学芸担当者 (第4回資料)	57
10 収蔵資料登録件数 (第4回資料)	60
11 関係法規	
博物館法	61
博物館の設置及び運営上の望ましい基準	68
明石市立文化博物館条例	72
明石文化芸術創生条例	76

主な取組への委員意見

基本方針Ⅰ　博物館固有の機能の強化

主な取組

(Ⅰ) 博物館活動を安定的・継続的に行うための運営体制の見直し

現状

- ・1991年（平成3年）に開館したぶんぱくは2007年（平成19年）に指定管理者制度を導入し、指定管理者が博物館を運営している。
- ・2016年（平成28年）より、博物館業務の一部を市学芸部門が担当する業務分割方式の指定管理者制度を採用している。そのため、博物館業務に市学芸部門と指定管理者との2つの指揮命令系統が存在している。
- ・ぶんぱくには、博物館業務を担う市学芸部門と指定管理者に加え、文化財部門と市史編さん部門の執務室と作業場所が配置されている。さらに、文化財部門関連施設の魚住文化財収蔵庫が明石市西部に設置されている。
- ・明石の歴史や文化を伝える企画展の実施や収蔵資料に関することは市学芸部門が対応し、そのほかの業務は、指定管理者が担当している。

課題

- ・ぶんぱくには博物館業務を担当する部署に加えて、そのほかの部署（文化財部門や市史編さん部門など）も配置されているため、ぶんぱく全体での情報伝達・情報共有が難しい。
 - ・市と指定管理者とで指揮命令系統や勤務形態が異なるため、館一体として対応できないことがある。
 - ・市と指定管理者各々で職場環境の整備（備品配置、予算管理、人員管理など）が必要であり、ITネットワークが共有できないなど業務効率がよくない。
 - ・通常5年間の指定管理期間で指定管理者が変わるため、展示計画、施設管理を含めた長期間を見据えた博物館運営が困難である。
- ＊国や関連団体が実施する複数年の助成事業（市町村立美術館活性化事業など）に応募できない。
- ・市や関係機関、博物館とで長期的な運営方針や事業計画に関する対話、意思決定、共通認識を持つガバナンス体制が整っていない。

委員意見

【指揮命令系統の一元化】

- ・博物館全体（博物館活動と建物、備品、予算要求・執行、職員の指揮命令など）の権限を持つ統一的な指揮命令系統（館長などの執行部）が必要である。
- ・指揮命令系統の統一により、市の業務（文化財部門、市史編さん部門、魚住文化財収蔵庫）に不具合が出ないよう、それぞれにおける博物館の位置づけの見直

し、役割分担など、業務再編を進めることが重要である。

- ・博物館が有効に機能するため、資料管理や活用を含めた博物館活動に職員全員が一丸となって対応できる体制を整えること。

【運営体制】

- ・20～30年程度の長期、かつ柔軟な人材登用が可能な運営体制が必要である。
- ・運営方法には、A)直営、B)非公募による市外郭団体の長期指定管理、C)地方独立行政法人による運営の3つが考えられるが、現段階では、公募による競争よりも、B)非公募による市外郭団体の長期指定管理が望ましい。
- ・体制の構築と同時に、館長や館長を補佐する人材を確保し、学芸員を育成し、組織内の意思疎通を図ることが重要である。
- ・マネジメント（事業経営）体制は職員のモチベーションにもつながるので、ガバナンスのシステム構築には、組織運営の専門家等の協力を得て適切な体制を構築すること。

【関係機関との連携】

- ・市の博物館関連部署（学芸、文化財、市史編さん、平和教育）、指定管理者、市関連事業を実施する部署（明石文化国際創生財団）などの博物館を取り巻く組織に「横串」を通す仕組みが必要である。

【進行管理】

- ・目指す内容と現状とを見据え、進行具合を確認できるような仕組み、組織体制を整えること。
- ・市民の声を博物館運営のチェック機能に生かす仕組みを構築すること。
- ・行政組織、博物館で、この提言の機能と役割を、現実に即して柔軟に実現することは、かなり困難である。そのため、今後、博物館に伴走して、市、市民とともにによりよい博物館の実現を目指す外部有識者による支援体制を導入すること。
- ・現場や市長の要請に応じて、課題の検討とアイデアの提供に助力する第三者の存在は重要である。ぶんぱくあり方検討会の次の段階では、ぶんぱくの活動を伴走して支援するメンバーによるアドバイザリーボードの設置が必須である。

【役割分担】

- ・ぶんぱくの役割を市全体の大きな視点で考え、その役割を果たすことがシビックプライドにつながる。そのために市内の文化施設や関係機関それぞれで何ができるかを検討することが重要である。
- ・市民がぶんぱくに求める多様な役割（学習スペースやギャラリー機能など）の全てをぶんぱくが担うことは難しい。多様な役割を市内文化施設、新庁舎などに分散・点在させ、市全体で役割を担えるよう検討し、ぶんぱくは博物館に必要な固有の機能を持つことに注力すること。

(2) 専門性を支える人材の確保と育成

現状

- ・ぶんぱくは2007年（平成19年）より指定管理者制度を導入したため、市職員が博物館運営を担当していない期間がある。2016年（平成28年）より業務分割方式の指定管理者制度を導入し、市と指定管理者が分担して博物館活動を実施している。
- ・博物館活動を担当する学芸員は、2025年度（令和7年度）には、市5名（正規1名、任期付4名）、指定管理者3名（任期付3名）を配置している。市が博物館資料に関することを含む学芸業務全般、常設展示室、企画展、指定管理者が特別展、広報、その他集客事業を担当している。

課題

- ・博物館を総合的、専門的、長期的な視点で把握する職員、博物館運営に必要な専門性を持つ職員が育っていない。
＊年報・紀要を継続して発行できていない。
- ・体系的な人材育成方針が存在せず、採用後の研究活動、専門知識の習得・研鑽は学芸員任せとなっている。
- ・資料の保存環境や修復、資料情報の登録、博物館教育などを専門とする職員が配置されていない。

委員意見

【全般】

- ・ぶんぱくをどのような博物館にするのかが明確になれば、自ずと資料収集方針が決まってくる。その後にそれらに沿った人材採用・育成を実施すること。
- ・学芸員という専門性と組織マネジメントの両方の資質を必要とする人材育成について、採用方法、任期、キャリアパスを含めて検討していくことが重要である。

【人材確保】

- ・博物館の専門性の持続的な維持を図るため、博物館を長期的視点で継続的に考える立場となる正規職員を採用すること。現状では、人材を外部から確保することも必要である。
- ・学芸員の専門性を長期に活用できるよう、運営方法と合わせて人材の採用方法について精査すること。

【人材育成】

- ・学芸員の雇用の安定を保証し、明石のことを本気で研究しようとすると人が長期間（20～30年）がんばることができる体制を検討すること。
- ・博物館を健全に運営する職員を育てる体制を整え、博物館の専門性を長期的に維持すること。
- ・採用後に職員がスキルアップするための仕組みを整えること。外部専門的研修へ

の継続的な派遣、組織の垣根を超えた交流、館外機関との共同研究・共同展示などで、職員と組織が博物館運営のノウハウを吸収できる体制を検討すること。

- ・博物館における新規分野への対応は、外部機関との連携のほか、嘱託職員や兼業職員の採用による対応を含めて検討すること。

【研究体制】

・探求心を育て、興味を持ってもらう展示やプログラム、文化の発信には、学芸員の専門性を育て、高めていく必要がある。そのためには、処遇の改善とともに、研究活動の充実が重要な鍵である。

- ・職員が長期間ぶんぱくで研究活動・博物館活動ができる体制（育成、研究環境）を整えること。

＊学芸員が学会へ参加して最新動向に触れることと、大学との共同研究は研究者として必須である。

＊基礎研究を大事にする組織文化が必要である。

- ・研究する姿を市民に見せてすることで市民を巻き込むことができる。天文科学館をモデルに検討すること。

【人材の共有】

- ・デジタル人材、エデュケーター、コーディネーター、アーキビスト、広報などの専門職員は天文科学館なども必要としている。共有すべき人材の確保について検討すること。

(3) 博物館収蔵品の一元的な管理体制と収蔵機能の確保

現状

- ・資料収集・保管に関する方針（収集する資料の範囲、収集基準、調査方法、登録方法、情報の使用方法、デジタル化、情報公開など）が定められていない。
- ・担当者の判断で資料を取り扱っている。
- ・博物館内に様々な属性を持つ資料（埋蔵文化財関係、市史編さん関係）が存在している。
- ・収蔵場所が十分にないため、他の用途のスペースを圧迫している。
- ・収蔵資料にとって適切でない収蔵環境のものがある。
- ・収蔵資料の整理・登録作業が進んでいない。
- ・学芸員が収蔵資料の情報に適切にアクセスできない状況にある。

課題

- ・この博物館にどのような資料がどれだけ必要かの共通認識がない。
- ・博物館のルールが存在せず、ルールに沿った資料収集が行われていない。
- ・収蔵場所や活用方法が明確でないままに多くの資料を収集している。

- ・資料の特性に応じた収蔵機能が確保できていないため、資料を安全に長期間保存できない可能性がある。
- ・収蔵資料を活用した展示や博物館活動が十分にできていない。

委員意見

- ・ぶんぱくにどのような資料をどれだけ収蔵する必要があるかを明確にすることがまず必要である。博物館の使命に沿った資料収集基準を作成し、現状把握と将来予想をしたうえで、系統立てた資料収集の体制の確立と同時に将来的な収蔵計画とそれに見合う施設の確保が必要である。
- ・博物館資料に併せて、埋蔵文化財関連資料、市史編さん関連資料についても博物館資料と同様に資料収集・保管に関する方針が必要である。
- ・公文書や図書館が所蔵する資料も含めて、市全体での資料の収集・保管に関する方針があり、それに基づいて各所で必要な資料を保管する体制が望ましい。
- ・資料収集・保管に関する方針の作成には、外部の専門家の支援を受けることが必要である。
- ・資料収集・保管に関する専門知識を備えた職員による持続性のある体制整備が必要である。

(4) 博物館活動に必要なスペースの確保

現状

- ・ぶんぱくには、展示準備、資料借用、資料調査、病害虫管理、ボランティア活動、イベント、ミーティングや来館者対応などの博物館活動に使用するための専用スペースが確保されていない。
- ・博物館活動には、大会議室や小展示室を使用しているが、文化財部門と市史編さん部門も業務に使用している。
- ・2022年（令和4年）に主に埋蔵文化財関連資料を収蔵する魚住文化財収蔵庫を建設した。

課題

- ・博物館活動の実施に必要なスペースが不足している。
 - * 倉庫で資料調査や資料撮影を実施する、収蔵庫内で資料貸出や調査対応を実施するなど、資料及び作業に適した環境で作業ができないことがある。
 - * 展示ケースなどの展示資材をロビーや地下通路で保管せざるを得ない。
- ・ギャラリーと大会議室は一般に貸し出しているため、博物館活動に支障が生じる場合がある。
- ・開館から34年が経過し、施設の老朽化が進んでいる。

委員意見

【役割分担】

- ・現状の施設は、ぶんぱくの様々な使命と役割を実施するには不足している。必要な

機能に優先順位をつけ、館内に収まらない機能ははほかの施設で対応するような総合的な博物館構想を考えていかなければならない。

- ・ぶんぱくに求められている役割がほかの施設でできないか、市全域で考えること。
＊考古や歴史のラボ、ワークショップ、アトリエの役割は魚住文化財収蔵庫、体験学習は旧図書館などに分散し、ぶんぱくは人が集まって楽しめる空間、ミュージアムとしての機能に特化するよう、周辺施設を含めて考える必要がある。

【施設の老朽化対策】

- ・施設の老朽化対策や長期的な施設運用を検討すること。

(5) 「登録博物館」への移行

現状

- ・文化庁は、博物館法上の博物館（登録博物館）への博物館活動の支援（補助金、人材派遣など）を進めている。
- ・ぶんぱくは博物館法上の博物館（登録博物館）ではない。明石市内のもう一つの博物館である天文科学館も同様であり、両館ともに登録博物館への移行を予定している。

課題

- ・博物館法で求められている博物館活動（資料収集・保管・展示・調査研究・教育普及）を実施する体制が不十分である。
＊博物館資料の収集、保管および展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針が定められていない。
＊基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針が定められていない。
＊博物館資料の目録作成業務が遅れている。
＊収蔵資料の分野によっては、その分野を専門とする学芸員が配置されていない。

委員意見

- ・行政として法律に基づいた博物館として活動する以上、登録博物館へは移行すべきものである。重要文化財などの公開や、研究費・活動資金の支援を受けることができる高い信頼性を持つ登録博物館としての活動に取り組む必要がある。
- ・登録博物館として運営するには、「使命の策定（基本的な運営の方針：博物館の設置及び運営上の望ましい基準第3条）」が必要である。
- ・「運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずる（博物館法第9条）」とあるように、運営の改善を図る内部、外部評価の仕組みの導入が必要である。

基本方針2 明石の文化と歴史を後世に伝える

主な取組

(1) 多様な人々の興味をかきたてる多彩な企画の立案

現状

- ・ぶんぱくでは、明石の文化と歴史をテーマにした企画展を年に4回、幅広い芸術文化を紹介する特別展を年に2回実施している。
- ・特別展の来館者数は1万人以上であるが、企画展は2~3千人程度に留まっている。
- ・特別展は当館への初めての来館者や30~40歳代が多く、企画展は4回以上の来館や50~70歳代が多く、リピーターに支持されているものの、新規来館者を獲得できていない。

課題

- ・常設展示室、企画展、体験学習室は、市民の興味を引き起こし、繰り返しの来館を促す要素が少ない。
- ・企画展のアンケートには「専門的な内容でわかりづらい」との感想がある。
- ・企画展の目的・ターゲットが絞り切れていない。

委員意見

【目的の明確化】

- ・博物館活動の目的を明確にし、それに沿った活動をすること。使命がはっきりしていない状態で博物館活動の明確化は難しいため、博物館内で議論を進めることが必要である。
- ・市民に興味を持ってもらうための展示と、市外の人を含めた多くの来館者数を求める展示は必ずしも一致しない。何を目的として展示・プログラムを実施するかを明確にし、それに見合う内容とすること。
- ・特別展の来館者に、その後もぶんぱくと関わりを持つことができる博物館活動（体験プログラム、講座など）を提供すれば、続けて来館してもらえる。そのためには、特別展だけでなく、館全体で一貫性と戦略を持つ活動計画を策定し、それに基づく博物館活動を進めること。

【興味・関心】

- ・博物館は「興味を持ってもらえる」「実際に博物館を使ってもらえる」ことが大切なので、来館者の経験に関係があることを糸口に、五感への刺激から興味関心を惹きたてるなど、探求心を育てる、好奇心をかき立てる内容を博物館の事業に取り入れること。
- ・「多様な人々」の興味をかきたてる企画を作ろうと思えば、「多様な人々」を理解することが必要である。双方向的な対話を通じて、何に興味を持っているのか、などを幅広く知る必要がある。幅広く声を集めると、より深く、多くの人に届く

企画を立案することができる。

【身近な内容】

- ・ぎふメディアコスモスで実施した連続歴史講座（「大人の夜学」「子どもの昼学」）のような、今の人たちがおもしろく感じる内容の講座の開催を検討すること。
＊これまでの博物館での講座は専門的で、参加者も詳しい人が多い。図書館などほかの文化施設ともう少しやさしい気楽に参加できる歴史講座の企画、語り口の工夫、民間専門人材への依頼などで、歴史を身近に感じてもらうことが必要である。
- ・市民に身近な内容を継続して実施すること。

(2) 博物館活動を一人でも多くの人に届ける

現状

- ・出前講座や講師派遣の実施、明石公園等で開かれるイベントへ参加している。
- ・SNSでの情報発信、博物館NEWSを発行している。
- ・インクルーシブ対応を検討する研究会に参加している。
- ・情報を届ける専門家の派遣や研修を実施している。

課題

- ・ぶんぱくへの来館が難しい方へ情報を届ける活動や他の施設との連携が十分ではない。
- ・ぶんぱくから情報を届けるノウハウ（人員、資源、手法）が育っていない。
- ・ぶんぱくが自ら発信する活動が十分ではない。

委員意見

【多様な方法】

- ・博物館に興味を持ってもらいたい人、博物館活動を届けたい場所や人に資料を貸し出すなど、来館以外に博物館活動を届ける方法を持つこと。
- ・従来の図録は専門的で小学生には難しい。文体・デザインを工夫して、小学校の教材として使えるようなものの作成を検討すること。

【機会を増やす】

- ・市内のいくつかの場所にぶんぱくの情報が、普段意識せずに人々の目に入るような工夫や博物館に興味をもつきっかけになる展示を設置すること。
- ・市民広場、新庁舎、子育て支援施設、図書館やコミュニティセンターなどでの新住民、子育て世代、シニア層に向けた、ミニ展示や資料検索コーナーの設置、モニター画面で紹介し、ぶんぱくの情報が市民の目に入りやすくし、市民の認知を高めること。
- ・市内を循環する展示スペースを確保すること。

【目的に合った方法】

- ・ぶんぱくへの来館を促す導入的な展示を、資料価値が損なわれない、本来の目的に合った場所に設置すること。
- ・魚住文化財収蔵庫で実施している展示を、西部市民図書館や西部市民会館と連携して実施するぶんぱくの考古に関する企画展と位置付け、ぶんぱくでの企画展の一部を、子ども向けに歴史をわかりやすく伝えることに特化するなど、企画展の位置づけ・実施方法を検討すること。

【役割の明確化】

- ・ぶんぱくが市内文化施設の中で「文化・歴史を伝える中心拠点」「文化・歴史のアーカイブ拠点」の役割に特化して、他の施設と協力・連動・接合し、博物館活動の広がりを持てるような仕組みを構築すること。

【求めてくれる人を育てる】

- ・外に出かけることだけでなく、ぶんぱくを求めてくれる人を育てることが必要である。
- ・ぶんぱくを求めてくれる人の声を博物館の運営に取り入れる仕組みを構築すること。
- ・博物館での活動で得られるもの、館外のどこで何を行えば何が得られるのかを検討すること。
- ・ぶんぱくが、博物館の運営を学ぶ場になればよい。近隣の学校と連携してカリキュラムをつくり、博物館活動の専門家の育成に取り組むこと。

(3) 博物館の収蔵資料の現状調査と整理、情報登録、デジタル化と公開現状

- ・現在、ぶんぱくは約12万点の資料を収蔵している。その約半分の資料整理と情報登録が済んでいるが、資料全体の把握と整理ができておらず、資料に関する情報を館内で共有できていない。
- ・登録されている資料情報は、統一されておらず、資料によって情報量に差がある。

課題

- ・資料整理にあたる担当者が不足しており、資料全体・総量の把握ができていない。
- ・学芸員が専門としてない分野に関して日常的に問い合わせが発生しており、対応できずにいる。

委員意見

- ・資料情報のデジタル化の前に資料の保存や研究を含めて、収蔵資料の現状調査と

整理を実施し、現時点での資料収集の方針（分野、どのような資料を収集するのか）を整えること。

- ・歴史を後世に伝えるために、図書館、魚住収蔵庫などの文化財倉庫、市史編さん担当、市公文書担当などどのような機能分担をして明石市の文化的資産を保存・継承していくかのビジョンを持って、確実な資料の保存に取り組むこと。デジタル化は保存後の応用である。
- ・AI技術を活用し、ぶんぱくでは対応していない分野への問い合わせ先を知らせることも考えられる。多方面のデジタル化を時代の流れを鑑みて検討すること。

基本方針3 未来につながる明石の文化の発信と醸成

主な取組

(1) 博物館活動や多様な文化への理解を広げるプログラムの実施

現状

- ・絵画、デザイン、工芸、歴史、民俗等の文化芸術を紹介する展覧会（特別展）を年に2回開催し、2回の内、1回は子どもを主な対象としている。
- ・2017年度（平成29年度）より明石市内と近隣の高校・大学の美術部生徒・学生が自らつくりあげる展覧会「あかし若手アートチャレンジ」を実施している。
- ・2024年度（令和6年度）より、博物館を多くの人たちにとって身近な場とし、ケアの視点から新たな交流や対話を生み出すことを目的とする「ケアでひらくミュージアム」を実施している。
- ・異なる分野のモノとヒトをつなぐことを目的として、2022年度（令和4年度）より、「クリスマスマーケット」を実施している。
- ・2024年度（令和6年度）の公募写真展では、招聘アーティストの作品展を併催し、異なる価値観や分野と出会う契機を創出した。

課題

- ・実施内容が実施期間中にとどまり、その後の継続・発展につながりづらい。
- ・異なる価値観や文化に触れる機会の受け手を十分に探し出せていない。

委員意見

【実施目的】

- ・何を求めて特別展などの博物館活動を実施するのかをはっきりさせ、それに見合う実施計画を立てること。
- ・博物館活動に参加した人たちが活動の後に定着できる着地点がなければ、関係は継続しない。一貫性と戦略を持った博物館活動の計画を持つこと。

【市民活動】

- ・異なる価値観や文化の受け手を見つけるためにも、いろいろな考え方を持つ人たちが集まることができる場を博物館が提供すること。
- ・環境問題や社会問題など、地球規模の課題や問題と結びつく市民活動のスペースの設置を検討すること。
- ・ひとつの市民コミュニティが活動している状況は、市民活動が生まれているとは言わない。博物館の周辺で異なる特性を持つ複数のグループのさまざまな関心や声が共存し、グループの中で意見を自由に表現できる場があることで、市民の声が発信できるようになる。博物館がこのような異なる声が共存する場を提供すること。
- ・多様な市民活動の場を提供できる博物館であるために、博物館活動の多様性の醸成とそれらが可能な職員が必要である。

(2) 市内企業等とのコラボ・連携

現状

- ・無料開館日に市内・近隣の企業・団体の出店やワークショップを実施している。
- ・市内企業・団体より、ぶんぱくパスポートへの特典協力、特別展への協賛を受けている。
- ・市内企業・団体とオリジナルグッズを作成している。

課題

- ・市内企業との連携に関するノウハウ（人員、資源、手法）の蓄積がない。
- ・事業や実施内容ごとに企業・団体との連携の有無・内容にはらつきがあり、一貫した取組が不十分である。
- ・市内企業の歴史を紹介するなど、企業と連携した展示は実施できていない。

委員意見

【企業・団体との関係構築】

- ・企業・団体のニーズを博物館活動に重ね合わせることはこれまでに実施できておらず、関係構築から始めることになる。法人との連携は難易度が高い。信用金庫などの関係機関と共同して対応する必要がある。
- ・公の施設であるので、企業・団体との連携には一定のルールを定めたうえで、柔軟な活動を可能とすること。
- ・これまでと異なる想いが込められたグッズ開発のために、図書館や書店など博物館とは異なるノウハウを持つところとグッズ開発を検討すること。
- ・市内企業の紹介や関連展示がきっかけで採用につながるなど、「市民と市民をつなぐ」役割として、企業・団体に場所を提供し、将来につながる関係の構築を検討すること。

(3) 市民の創作・研究成果の発表への支援

現状

- ・ギャラリーは一般に貸出しているが、市の事業で使用する期間が長い。
- ・ギャラリー利用者が固定している。
- ・市民の創作活動の発表の場としてぶんぱくを利用したい要望がある。

課題

- ・市民の芸術文化活動を気軽に発表できる場所がぶんぱくにはない。
- ・ギャラリーを一般に貸出できる期間が短い。
- ・市関係機関が長期間使用することがあり、ぶんぱくの事業で使用できないことがある。
- ・市民の創作・研究活動を支援する体制が不十分である。

委員意見

- ・展示機能はぶんぱくだけで担う機能ではない。展示が可能な様々な施設と連携していくことが必要である。
- ・ぶんぱくが市内のギャラリーや展示施設をつなぐハブの役割を持つよう検討すること。
- ・教員のための博物館の日の活用や、探求学習などの学校の指導内容に沿った支援により、児童・生徒の創作・研究活動に貢献する必要がある。

基本方針4 市民をつなぐ

主な取組

(1) 市民が博物館の運営に関わることができる仕組みの構築

現状

- ・ぶんぱくでは、登録ボランティアが活動をしている。
- ・2024年度（令和6年度）に実施したミュージアムプレイヤー養成講座の修了生約20名が博物館活動を開始している。
- ・博物館の運営状況をチェックする協議会のような組織は設置していない。

課題

- ・ボランティアなどでぶんぱくに関わりのある人の意見を運営に取り入れられていない。
- ・ぶんぱくとの接点がない人の声を聞くことができていない。
- ・ぶんぱくとつながることのできる市民を十分に見つけられていない。
- ・市民とつながる仕組みのノウハウが不足している。

委員意見

- ・有識者に加えて、ぶんぱくを好きな人もメンバーとなる協議会を設置し、協議会メンバーがみなぶんぱくのファンになり、ファンの意見を外部意見として運営に取り入れる持続可能な仕組みを構築すること。
- ・市民意見を聴取する際は、ぶんぱくと関わりを持っていない人の意見を聞くこと。
- ・市民意見の聴取をはじめ、市民と博物館をつなぐには経験や専門知識が必要である。外部人材の力も借りながら、市民と博物館をつなぐコーディネーターを育成すること。
- ・博物館がしっかりとした使命を持ち、それを職員が共有し、市民に示すことができてはじめて、市民の提案を受け止め、応えることができる。市民意見を聴取し、運営に取り入れることは大事だが、館内の体制整備と意識改革を優先すること。

(2) 博物館体験プログラムの充実

現状

- ・2023年度（令和5年度）より、体験プログラムを実施している。2024年度（令和6年度）からは、収蔵資料に関連した内容を市と指定管理者とで実施している。2023年度（令和5年度）12回実施、214人参加。2024年度（令和6年度）4回実施、37人参加、2025年度（令和7年度）6回実施予定。

課題

- ・体験プログラムを実施するノウハウ（人員、資源、手法）の蓄積が少ない。
- ・博物館が参加者に伝えたい内容をプログラムに組み込むことに苦心している。
- ・体験後に博物館のファンになってもらえる体制が不十分である。
- ・館内に体験プログラム実施に適した場所が少ない。

委員意見

- ・何を目的として実施するのか、どういうファンを育てたいのか、それがどのような将来につながるのかという戦略を持ってプログラムを実施する必要がある。
- ・何をアウトプットとするかによって体験プログラムの内容が異なる。子ども向け体験プログラムの目的はぶんぱくに来てもらう足がかりなのか、体験そのものに価値があり、ぶんぱくは価値を提供する場所なのか、その目的をはっきりさせることが必要である。

(3) くつろぎ・交流・キッズスペースの整備

現状

- ・ぶんぱく館内に来館者がゆっくりくつろぐことのできるスペース、子どもと一緒に過ごすことのできるスペースが少ない。
- ・別館にレストランがあるが、満席が多く、気軽に楽しむことができない。
- ・図録とミュージアムグッズの物販スペースが十分に確保できていない。

課題

- ・施設の特性上、館内での飲食は制限されている。学校団体の昼食場所、来館者が感想を語り合う場所などのくつろぐことのできる空間を設置する空間がない。
- ・収蔵資料に関連したミュージアムグッズを指定管理者が開発しているが、ノウハウが不足している。
- ・子どもと一緒に過ごしてもらうための休憩室、救護室、授乳室が整備できていない。

委員意見

【目的の整理】

- ・現在の館内には、新たな要素を追加する余地はない。館内スペースの整理・再編が必要である。新たな活動のためには、何かをやめることが必要である。
- ・くつろぎ・交流・キッズスペースの設置によって、博物館と明石の発展や改善はどうつながるのか、館内で共通認識を図ったうえで、設置目的、ターゲット、成果指標などを明確にしてから設置すること。
- ・現状の建物で何が実現できるのか、実現できないなら、収蔵スペースを別に確保するなど、どのような対応ができるのかを、収蔵問題を含めて方針を確立することが必要である。

【空間利用方法】

- ・博物館活動スペースを増やすには、ぶんぱく駐車場に分館を建てて博物館活動といこいのスペースを作り、最寄り駅と天文科学館、ぶんぱくとの間のシャトルバスを運行など大胆な方法が必要である。
- ・交流の場をレストランのみが担うのは難しい。気軽に行ける場所の設置が必要である。
- ・移動できる什器でレストラン内のレイアウトを変更して、居心地のよい場所にすることを検討すること。
- ・小展示室と体験学習室はうまく活用できていないように見える。平和資料室は独立させず、常設展示に組み込む方法を検討すること。

今後のぶんぱくのあり方に向けた委員意見

【全般】

- ・館内の体制整備と意識改革のうちに、使命を再検討し、「ぶんぱくをどのような博物館にするのか」を明確にしたあとに分野や資料収集方針が決まり、それらに沿った人材を採用・育成するというように、順序だてて取組を進めること。
- ・使命を再検討し、それを職員が共有して市民に示すことで、市民の提案を受け止め、応えることができる。体制を整えてから、市民意見を聴取し、運営に取り入れること。
- ・専門性と組織マネジメントの両方の資質を備える学芸員を採用方法、任期、キャリアパスを含めて検討して、育成していくことが重要である。
- ・ぶんぱくだけでなく、市全体（地域まるごと）で連携し、助け合って取組を実施することが重要である。

【使命の再構築】

- ・博物館活動を安定的・継続的に行うために必要な職員参画と意思疎通のために、「ぶんぱくをどのような博物館にするのか」という使命の再検討を館の全職員、市の管理部局を含め、自主的に実施する必要がある。

【上位ビジョン】

- ・天文科学館や魚住文化財収蔵庫、図書館など他の文化施設や関係機関が連携し、それぞれが活動の効果を出せるよう、それぞれのビジョンを上位のレベルで整理し、整合性を取って活動を進めていくと効果が高まる。

【提言内容と提言により構築した仕組み・体制を有効に持続させるために】

- ・博物館職員と博物館関係者とで、使命を設定すること。その際には外部の専門家の支援を受けることが望ましい。
- ・市・関係部局とで実施計画・工程表を策定し、優先順位を決めて取組を進めていくこと。
- ・取組を進める際に相談・助言を受けることができるアドバイザリーボードを設置し、進行状況の確認と評価を行うこと。
- ・「ぶんぱくあり方検討会」での検討内容、議論の経緯を公開し、将来の博物館関係者に向けて記録を残しておくこと。
- ・外部の専門家の力、視点を含めながら議論を続け、考え続けることが大切である。そのために、伴走支援の体制の確保、市長の継続的関与が上位ビジョンとの整合性をはかるために必要である。

ぶんぱくあり方検討会での検討内容

第1回 2024年(令和6年)8月16日(金)

内容 情報提供(ぶんぱくの現状と課題ほか)

文化政策・博物館・文化施設に関するミニレクチャー、意見交換

項目	意見
検討方法	<ul style="list-style-type: none">・ぶんぱくがどういう状況なのか、来館者から見てどうなのか、ここで働いている人たちからはどうなのか、という現状を把握しないと、議論の方向が定まらない。・ぶんぱくの設立経緯を確認し、文化を定義する必要がある。
運営体制	<ul style="list-style-type: none">・継続性の確保のためには、市職員の配置、指定管理期間の検討が必要である。・博物館の基本機能を確保することが大事である。・市民の興味を惹く展示のために、資料収集や調査研究という博物館活動の機能をどれだけ確保できるかが重要である。
使命・ビジョン	<ul style="list-style-type: none">・今ある資料、今ある活動、今あるユーザーというこれまでの博物館活動のベースの上で未来を考えなくてはいけない。・ミッション・使命をしっかりと作る必要がある。
市民意見の聴取	<ul style="list-style-type: none">・博物館に来ない人からの意見を聞くのが難しい。・博物館に来てほしいひとが何を知りたいかを知らない状態では展示を作ることはできない。
連携	<ul style="list-style-type: none">・ぶんぱくだけでなく、市内文化施設が人や活動をつなぐ展開を目指すのか、単館で考えるのかで展開が違ってくる。・ぶんぱくだけでなく、天文科学館や市民図書館と一緒に連合体としてやっていけるような機能が持てるといい。・ぶんぱくが核になっていろいろなところとつながっていける。・天文科学館を参考にやっていくといい。・企業との連携を展示に活かすことができる。
次世代育成	<ul style="list-style-type: none">・文化の世代間循環を生み出すまちになるとよい。・ぶんぱくが、子どもたちが足を運ぶことが楽しいところになれば、次世代への影響が変わってくる。
展示	<ul style="list-style-type: none">・多様な文化を考えられるような展示やコーナーがあるとよい。・共通の体験・経験がある身近なものから入るのは展示としておもしろい。

第2回 2024年(令和6年)12月13日(金)

内容 進捗報告(職員意見交換会)

意見聴取(ぶんぱくのビジョン・方向性、市民ワークショップ)

項目	意見
館の名称	<ul style="list-style-type: none">・1988年に「文化創造都市」という大きなことを考えていたことがわかる。・「郷土資料館」と「文化創造の発信基地」の2つの役割の間で30年以上運営されてきた。今にふさわしいミッションが必要だろう。
館の位置づけ	<ul style="list-style-type: none">・明石市の社会教育施設の全体図を確認したい。
本のまち	<ul style="list-style-type: none">・公共という言葉が出てきたが、図書館も、博物館も、本当の意味でのパブリック

ビジョン	<p>というものの意味を考える必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルについて書かれていないが、図書館でデジタルメディア的な展開をするのか。
------	--

【職員意見交換会報告について】

全般	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な属性を持ち、任期付職員が多いにも関わらず、中長期な展望を持って語る人が多かったことに驚いた。 ・博物館には現有の資料があるため、過去を切り捨てる事はできない。そのため、分野のある程度の継続性は博物館にとって大事である。
ミッショ ン・使命	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館のあり方という大きな視点から見ると、新たな時代の設置目的、それに応じたミッション、使命をしっかり作っていき、それに応じて意見交換をするという作業が必要と感じる。
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ぶんぱくでは、学芸員の専門性が固定されている印象があるが、これから博物館のあり方を考えるなかで、あり方にふさわしい専門性を持つ学芸員の配置も必要になるのではないか。
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市の学芸員と指定管理者の学芸員の役割が固定化し、協働作業になっていかないのは契約条項に盛り込まれていないからで、改善できないのは指定管理制度特有の課題ではないか。
議論の 反映	<ul style="list-style-type: none"> ・長年手を入れない状態で職員は博物館を運営してきた。意見交換会での意見は自分たちのことでもあるので、この先を自分たちでまとめてみることが必要で、どういう風に垣根を越えてどこまで作れるのかを見たい。1回やったからには、という感じがすごくする。 ・現場が何をやりたいのか、どう思っているのかが一番大事で、今回話ができるのはよかったです、参加した委員の感覚と現実がまだ相当離れている感じがする。その間を何でつなぐのか。 ・意見交換会での議論が、実行段階にどうつながっていくかが大事である。 ・意見交換会は、組織改善の機会を仕組みができた時に現場で回す気があるかを確かめることだったように感じる。
継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・よくある意見が出てきている。次のステップで自分の気持ちをもうちょっと出せる議論ができたらいい。 ・意見交換会でたくさんの意見が出てきたのは、すごくいい雰囲気にあるということなので、それをその後どうしていくのか気になる。何らかの形で続けて、意見を聞いているという姿勢を出したいし、参加者ももうちょっと考えないといけないと思ってもらいたいので、継続することがとても大事である。

【ビジョン・方向性について】

ビジョン・ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が何度も訪れたくなるような博物館、次世代の若い人たちがつながっていくような博物館、子どもたちの想像力や探求心を引き起こすような博物館、ということが重要と思う。職員の意見交換会からは、市民にとって身近であることも、重要なポイントとして出てきた。 ・図書館のビジョンは、図書館ができるとまちがどうなるかを明らかにしている。市民の生活に、まちのアイデンティティに、まちの未来のために、文化博物館がどういう貢献ができるのか、そのために文化博物館が何を持っているのかが起点にならないといけない。 ・いかに情報を提供していくかが重要だと思う。何のためにこれをやるのか、「あ
--------------	---

	<p>かし本のまちビジョン」の「本のまち明石の目指すイメージ」の目的はどこにあるのか。「知りたい情報を得られる」「チャレンジできる」といくつかのことは書かれているが、その先にどういうビジョンがあるのか、その先を知りたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館が持っている資料をいかに本当の意味で市民のものに、パブリックにしていくかが重要で、資料情報の公開・利用のように、社会的、経済的、文化的に貢献していくことが必要と思う。 ・学校現場でもデジタル化が進む一方で、本に触れる、実際に手に持って自分の目で確かめられる場所がとても大事と感じる。 ・デジタル空間の中でつながる意味はあると思うが、まちを構成しているギャラリーや公民館、コミュニティセンターなどを再認識して、まちを再構築していくことが人と人、まちと人がつながっていくことになると思う。 ・身近な存在になるということがキーポイントになる。展覧会を見に行くだけでなく、涼みに行ける、何かの途中に立ち寄れる、何か新しい発見ができることが博物館の機能として、もっと重要になってほしい。 ・天文科学館のように、そこに行けば何かワクワクするものに出会えるということをキーポイントに考えていけたらいい。
検討方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が今どういうモードにあるかが垣間見えた。そこをベースに何ができるかをより精緻に組んでいかないといけない。 ・検討会で委員がわからないことをベースに議論を組み上げていくのは難しい。 ・検討会で方向性を議論するには、明石市にこれから何が必要なのか、何が足りていないのか、何が失われようとしているのか、ということの提示が必要である。 ・明石市は地域の中でのどのような博物館のあり方を考えているのか。 ・博物館に何があるかが見えないから、どうすればいいかわからない。 ・博物館だからこう、という決めつけや従来のスタイルを超えて考える必要がある。人々を突き動かすきっかけみたいなものと、そういうことに対応できる斬新さと従来的な豊かさ（資料や知）を育み続ける博物館を、館内外が絡み合いながら一緒に作り上げていければよい。 ・現場にどういう問題意識があるかを聞きたい。それが見えないまま、あり方の検討はできない。 ・現場が思っていることの中に博物館の新しいイメージがあるので、それがあるとないとでは、議論の方向が変わってしまう。それが今まで私たちだけに（議論・検討が）委ねられるのは嫌だと感じる。
リピーター	<ul style="list-style-type: none"> ・リピーター作りは、自分の展示を自分が語れる状況になってからやることである。自分が調べてきたことという要素がちゃんと展示の中にあってこそ掘り下げられることができ、教育プログラムでリピーターがつく。 ・博物館が私の博物館になると、リピーターになる。博物館が自分たちの研究成果を発表する場になると、私の博物館になり、リピーターは作れる。それが職員のいう身近ということにつながるのではないかと感じる。
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館には世間話や相談している人がおらず、有料でもあるので、私の場所ではないという拒否感がある。 ・図書館と比べると、博物館には人がいなくて、おしゃべりができない。しーんとしている。入りたくない。 ・博物館は無料スペースが小さくて、行こうと思わない。もっと広かったら行って宿題をするかもしれないが、そこが初めから気になっている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・学芸員が常駐して来館者とおしゃべりしている博物館もある。普通の図書館ではおしゃべりできない。 ・「私の博物館・美術館」にするには、博物館、美術館でどのようにコミュニケーションできるかを開拓することが必要である。図書館も含めて、コミュニケーションのコントロールは難しいので、コミュニケーションのガイドラインを作り、威圧的なコミュニケーションや権威を振りかざすことがコミュニケーションではない、というところからいろいろやっている。
空間利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ぶんぱくの1階は全てオープンスペースでいいと思う。大人が子どもと一緒にに行ける場所として1階が認識されたら、何回か行くと思う。1階は遊びに行ける場所。南入口から北に出ができる構造もメリットになる。 ・ロビーの布団太鼓、漁船を移動して、1階にレストラン、カフェ、ミュージアムショップを設置し、2階に展示スペースを増やして特別展をすればよい。

【市民ワークショップについて】

方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市民向けワークショップで、いろんな人たちに、まずは関わってもらう、エンゲージしてもらうことが重要。 ・市民が何に興味関心を持っているかを上手く引き出す回があってもよい。 ・市民向けワークショップでは、明石の文化や自然、歴史を大切にしてまちづくりをするのに、どういった施設が欲しいですか？という広いところから、意見をいただくと、いろんなアイデアが出てくるかもしれない。その中で、子どもがわかるものでないと、とか、歴史興味ないし、自然興味ないから居心地がいい場所がほしい、ということも出てくるかもしれない。 ・市民の意見とは別に、専門家が求める明石の博物館もあるので、それは検討会で補わないといけないところかもしれない。 ・アイデアやキーワードのパートをいろんなところから拾ってきて、みんなで作っていくことがすごく大事と思う。 ・博物館をもっと使っていこうというプレイヤーを増やさない限り、いいアイデアは出てこない。ユーザー開発も大事で、傍聴の方々や講座の参加者からのヒアリングもしたいと思っている。
継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・職員ヒアリングや意見交換会、市民とのワークショップが単発になるともったいない。 ・市民向けワークショップは、検討会で構想が出てきて、具体化しようという時に、もう一度本格的にやらなければいけない。

【提言の全体フレームについて】

実現手法	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会の後のこと気が気になっている。検討会でみんなの意見をまとめた後に基本計画のようなものに進んでいくのか。 ・ハードを含めた基本計画だと相当大きなものになるが、既存の資源を利活用する形だと管理運営計画のような形になり、次のステップとして始まるかと思う。あり方検討会のアウトプットがどこまで行けばいいのか。
構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジョンや方向性を考えるのに、3重・4重ぐらいの階層があると思う。一番核になるのは、このぶんぱくの建物をどのように生かしていくかということだ。
ネットワー	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には天文科学館をはじめ、関連する施設がいくつかあるので、そういった

ク	ところとどうネットワークを作っていくのか。
---	-----------------------

第3回 2025年（令和7年）2月24日（月）

内容 ぶんぱくのビジョン・広報性の検討

【市民向けワークショップについて】

方法	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館に親しみがない人からの意見を取り入れることが重要。 ・対象や内容を明確にしてから実施するのがよい。
意見の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップでの市民意見をどう実現するかは別の段階での掘り下げが必要。例えば、「リラックス」という言葉をどう博物館なりのものにしていくか。 ・指定管理者制度の仕組みを知らない人からの意見もある。
市民が求めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちや交流が重視されている。 ・カフェが象徴的 ・明石出身でない人は世代間交流や交流施設の充実を望んでいる。
ぶんぱくの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が求めるものには、近隣の兵庫県立考古博物館の展示やイベントが影響していると思われるが、ぶんぱくとは位置づけが異なるので、ぶんぱくが目指す方向を考える必要がある。 ・2018年に実施した文化芸術の方向性の分析結果が活かされていない。 ・ぶんぱくの限られたスペックで、明石文化芸術創生基本計画で求められている内容をすべて実施することはできない。

【基本理念（ビジョン）について】

検討方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市のビジョンが議論の出発点になる。事前に考えを提示してもらえると、議論がスムーズに進む。 ・明石市のビジョンでは、現在の博物館の役割や政策の方向性は明確に示されておらず、博物館がどのようなビジョンや政策のもとで運営されるべきかが漠然としている。 ・市の具体的な政策や方針が不明瞭なので、博物館がどのような役割を果たすべきか、市の要望などが明確でないままビジョンを決めると、何を決めたかわからなくなる。 ・基本理念・ビジョンが明確になれば、方針・方向性が議論できるようになる。 ・事務局の問題意識、現状の考え方をまとめて提示してほしい。 ・子どもや親子、次世代に向けた取り組みと博物館のあり方がどのように交わしていくかが一番大事だ。
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・明石市の文化政策全体のグランドデザインの中でのぶんぱくの役割を明確にした方がよい。そこから切り離してぶんぱくだけこうしたいというのは難しい。 ・文化政策の全体像、市の政策におけるぶんぱくの位置づけが見えていない状態で、ぶんぱくがどの分野に特化するかは決められない。 ・ここにあるものを全部ぶんぱくがやる必要があるのかどうか。ぶんぱくが何をするところかが明確でないので、どこに特化するかも決められない。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針（方向性）の「1収集・整理・保存・研究」「2展覧会・教育普及」は博物館として明確なものである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「3交流促進・地域活性化」「4居場所・憩いの場の提供」は議論の前に理念・ビジョンの整備が必要。市の文化芸術創生基本計画など博物館に関する計画などを紹介してもらうことが、議論の一助となる。 ・地域への誇りを持つ、シビックプライドにつながるような博物館のあり方を作れないか。 ・地域そのものを博物館と位置付ける動きや、博物館のあり方やふるさと学習に新しい視点を持つことが必要だ。 ・現在博物館に収蔵されている資料や研究成果を今後どのように活用し・残そうと考えているか。
--	--

第4回 2025年7月4日（金）

内容 ぶんぱくのビジョン・方向性の検討

【ビジョン・方向性について】

進行管理 チェック 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・有効に機能するには、関連する条例や計画を意識しつつ、市民会議等でしっかりと進行管理することが必要である。 ・ぶんぱくの機能と役割は盤石に書かれているが、課題はあまりにもかけ離れている。目指す方向とその実践を常に行ったり来たりできるような組織作りが一番大事だ。 ・機能と役割の実現可能性を見極め、システム管理までを長期的にできる形にしていくことできちんと動いていく。 ・ガバナンスのシステムをどうしていくかは一番難しい。組織運営のプロの力を借りる必要もある。 ・市民の声を博物館運営のチェック機能として生かす仕組みづくりを工夫してほしい。
ビジョン・ ミッショ ン・方向 性	<ul style="list-style-type: none"> ・理念は根本的な考えを、ビジョンはより具体的な目標・方向性を示す。ここで（ビジョン）という表現が必要か。 ・ビジョンは一番大きなものなので、ここでは置き換えない方がいい気がする。 ・大阪市の例でいうと、行政が博物館に求めているものを市民向けに発信するのにビジョンというのは必ずしも間違ってはいない。 ・具体的なミッションや方向性は、博物館現場が今後市民と一緒に使命として確立するという次のステップがあると思う。
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ・ぶんぱくが役割を果たすことによってどういうものを目指すのかが、内容的に最低限必要になる。 ・ビジョンとその上位概念、ビジョンの実現によって何がどうなるか、と段階的にきめ細かく言葉でつなげていくのがよい。 ・文化が持っている本質的価値についてしっかりと書いておくべきで、それと社会的価値に触れるのがよい。
博物館の 機能と役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な機能は収集、保管、調査・研究、展示、教育である。 ・役割は博物館の基本的な機能を活かして社会に対して果たしていくものである。もう少し社会的な内容が必要ではないか。 ・具体的な内容はこの下の層で可変的な形で書き、ここではもう少し大きく抽象

	<p>的で社会的な役割を共通理解としていくのもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能と役割は、本質的価値（内在的価値）と手段的価値の2階層であり、本質的価値を充実させないと、手段的価値は機能しないので、まず、本質的価値（内在的価値）をしっかり押さえる必要がある。 ・具体的な手段（手段的価値）は、5か年計画や10か年計画、施設がつくる使命や中期計画で補うことが大事。今の段階で具体的なことを書くと、研究などの基本的なことができていないのに、新しいことをやらないといけないと縛ることになるので、手段的価値はこのくらいの書き方でよいのではないか。
上位計画 総合的な ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・もう少し大きいグランドデザインを考える必要がある。どのレベルまで考えた上位計画を作るかは別のところでの議論が必要。 ・基本理念はもう1つ上の段階で、天文科学館も文化博物館も、魚住文化財収蔵庫も全部カバーするような形で作る方が、連携もはっきりすると思う。
市民とは	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民」は「多様な市民」として、これまでに博物館と関わりのない人も含めた多様な市民をつなぐ博物館としてはどうか。 ・「多様な」はいろいろなところに目を配るという意味で効果がある。 ・「市民」の使い方は戦略的に鍵になる。
「すべて の人にわ かりやす い」とは	<ul style="list-style-type: none"> ・「すべての人にわかりやすい」は人によって受け取り方が違う。ここでは何をイメージしているのか ・「わかりやすい」と「興味を持ってもらえる」「実際に博物館を使ってもらえる」ことは別で、博物館としてはわかりやすいこと以上に興味を持ってもらうことや、探求心や好奇心を喚起、搔き立てるようなことが重要である。
展示	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館活動は発行している文書や、貸し出しキットなどでも実現できるため、展示という手段にこだわらない方がよい。
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・館長含め任期付が多いが学芸員が10人いる。博物館としては中規模以上で、有効に機能したらいい博物館になるはずだ。職員がチームとして動けるための環境を作るのがこの博物館にとって一番大切なことである。 ・資料管理や活用をみんなで一緒にできるような体制をどうやったら作れるか。 ・組織としては、横ぐしを入れる、解体のようなことは必要だと思う。 ・館内の組織図を見ると、ぶんぱくが二つに分かれている。最終的にどこが責任を持つかがはっきりしない。誰が責任をもって館の方向性を決めるかをはっきりさせないといけない。 ・組織は生き物で、常に動いていく。担当制にすれば済むという話ではないので、この会議が開かれていると思っている。組織が分かれれば分かれるほど、他の分野は他所事になる。 ・市が責任を持つ体制にどのようにしたらいいかは考えていただきたい。 ・マネジメントする人がいないと、チームとしての力を発揮できない。人数だけの問題ではなく、モチベーションにもつながるので、どういう体制がふさわしいか考えていく必要がある。 ・博物館だけで全てを実現することはできない。みんなに助けてもらいながら進めていくという発想を持つこと。
コーディ	・他の博物館との連携やいろんな形でのコーディネートの必要性が資料でも指摘さ

ネット	<p>れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネート役を担う連合体、ハブ的な役割を持つ組織があると、ぶんぱくだけで考えるより実現性がある。 ・コーディネート機能として、様々な施設、個人、図書館などもつなぐハブ的な組織をぶんぱくの外に持っておき、ぶんぱくもプレイヤーの一人として動く形が建設的だと思う。 ・ぶんぱくの中に連携組織を作るのは難しいので、外に持つ必要がある。 ・文化芸術の中間支援・コーディネーターの役割を果たすために設立された明石文化国際創生財団との連携が重要である。
優先順位	<ul style="list-style-type: none"> ・やることが多く、すべてを一度にすることはできない。優先順位が重要である。
共有・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・人材や施設など、市全体で共有できるものがある。 ・明石市の博物館や文化施設全体という大きな視点で考えることが必要。 ・市内企業に対して新しい役割としてできることがあるのではないか。 ・市内の図書館4館と一緒に歴史文化に関する深掘りをすればよい。
人材	<ul style="list-style-type: none"> ・一番長くいる学芸員が10年在籍で任期付なのは今後の見通しが難しい。 ・現在の採用・育成体制を根本から変え、明石のことを本気で研究しようとする人が長期間頑張りたいと思う採用・育成体制が必要だ。 ・専門的人材を確保し、ずっと育てていく体制がしっかりある安定感が必要である。 ・リーダー、サブリーダーとして外部人材の採用も必要と考える。
研究	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎研究を大事にする職場文化を含めて体制を作る必要がある。 ・天文科学館をモデルに体制を整えていくことができる。 ・学会への参加、大学との共同研究という研究者としての活動を絶やさないこと。
スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ぶんぱくに求められている役割はぶんぱくだけでできるものではない。ぶんぱくが担う機能に優先順位をつけ、スペース的にぶんぱくでできないものは、ほかの施設で担うことを考える必要がある。 ・ぶんぱくの運用と同時に、市全体の公共施設をこれからどうしていくかを考えることも必要だろう。
社会的役割	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的な課題と結びつく市民活動のスペースができるとよい。 ・異なる声を共存させるのが図書館や博物館の役割である。異なるカラーを持つさまざまなグループが博物館周辺に存在し、それぞれが自らの意見を表現できる場を作ることができる職員の多様性、博物館活動の可能性を作ってほしい。
登録博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に基づいた博物館として活動するには登録博物館になることが必要である。ゆくゆくは公開承認施設となること、科学研究費補助金の受給を目指してほしい。

第5回 2025年10月10日（金）

内容 提言案の検討 ※項目は第5回開催時点の「ぶんぱくのあり方に関する提言書（案）」の内容

項目	意見
構成	<ul style="list-style-type: none"> ・委員意見で特に重要な論点は、資料編でなく、提言書の各項目の論拠として加筆してほしい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書と資料編をどのようにつなげて読めばよいか。市民にどう示すか。 ・提言書のみで内容が伝わるようにするのがよい。
はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ・ぶんぱくに関心を寄せていただいている人々の想いや職員の声を踏まえて提言書を作ったことを表現してはどうか。
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ、提言書に書かれている内容になったかがわかるように書く必要がある。 ・なぜこのような提言内容になったかの理由をきっちり書き込む方がよい。
人材	<ul style="list-style-type: none"> ・市の正規職員であることよりも、博物館固有の職員であることが大事。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針1と2、2と3の線引きがあいまいになっている。 ・基本方針1は博物館としての機能を整備する内容である。 ・基本方針2では、資料の価値を市民にきちんと伝えていくことをしっかり書く。 ・基本方針2は博物館の中でやっていることで、3は外向けの活動と理解できる。 ・基本方針2は歴史という過去から引き継がれたものをきちんと後世に伝える内容で、3は今、これから生まれる文化について書いている。 ・基本方針3は、館にとどまらず、まち全体に広げていくニュアンスが伝わる見出しつけるのがよい。 ・基本方針2、3、4の違いを明確に示すよう、タイトル、リード文を修正してほしい。
登録博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・科学研究費受給機関になることは登録博物館の必須事項ではない。 ・重要文化財の公開や外部研究費の獲得を視野に入れ、登録博物館としての活動に取り組む、としてはどうか。 ・外部資金を獲得したらその分予算を減らすということはしないでください。
研究活動	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の仕事の背景を知り、広い視野を持って、仕事を研究として位置づけられるかが大切。 ・自分の仕事を雑用と思わず、後の人のためにまとめなくてはという意識を持てば、学芸員は十分研究職であり、研究として文章を残すことができる。 ・研究への予算もスペースも提供できるとよい。 ・研究体制の整備は、いい人材を集めるために必要なものもある。
体制整備 ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・運営体制の見直しを最初に掲げられているが、市の内部、部局間で調整はついているのか。合意は取れているのか。 ・機能するガバナンス体制をどのように作っていくのか、見通しはついているのか。
収蔵スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・収蔵品のことがあまり書かれていないことが気になる。 ・収蔵品を収納する場所が十分に確保できていないため、ほかの用途の場所が収納に使われ、本来の用途に活用できていない。 ・博物館に必要な収蔵スペースは、設置者が博物館の役割を踏まえて、何をどこにどのように収蔵するかは、設置者が考えることである。
取組体制 伴走支援	<ul style="list-style-type: none"> ・提言が出された後に、どのように取組を進めていくか、その体制などの具体的な提案がほしい。 ・どのような伴走支援の体制を取るのか、明言をいただきたい。 ・今後の実行過程に市は責任を持ってほしい。 ・あり方検討会でまとめたものの次のあり方が不透明である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ぶんぱく運営委員会のような意見を定期的にかわす場はあるのか。 ・ぶんぱくの中のいくつもの部署が、ひとつのテーブルについて定期的に情報交換をする場ができるとよい。 ・運営体制とガバナンスを確保し、この提言書を実効性のあるものにするためには、予算と人員の措置が必要である。 ・市民に対して十分に表現ができていないのが現状であり、次のステップでは、市民も含めて関係者と一緒に言葉にしていく作業が必要である。 ・取組を全て進めるのは難しい。課題は課題と明記したうえで、しかし課題を解決していくかなければいけないことを認識して、進めていってほしい。
市民への公開	<ul style="list-style-type: none"> ・市が責任をもってシンポジウムを主催し、市民の意見を聞く、市民にも私たちの考えを知ってもらう場があった方がいい。この提言書の内容を市民に公開し、討議する場を設けることを提案する。 ・ぶんぱくがこれからどうなるのだろう、と心配される市民の方があるだろう。検討会がなくなり、市内部の検討の状況が外からはわからない今までよいか。 ・定期的にみんなで考える場を持つことが必要。 ・パブリックコメントの代わりに公開の場を設けるのは大切である。 ・将来、この提言がどうなっていったかを適宜確認していくことが大切で、そのような場も必要である。

職員意見交換会

実施日時：2024（令和6）年11月25日(月) 9時～12時 参加者 15名（市7名、指定管理者8名）	
実施方法	3つのグループで、以下のテーマで意見交換を行う。 (1)誰が、どのような状態になればぶんぱくの設置目的が達成できていると思うか? (2)ぶんぱくの設置目的を達成するための課題は何か
(1)	(i)ぶんぱくが市民にとって身近な存在になる (ii)子どもたちが明石の歴史や文化を理解し、自発的に知ろう、学ぼうとする (iii)職員が誇りをもってはたらける環境が整う
(2)	(i)ぶんぱくが市民にとって身近な存在になる →博物館を知らない人、無関心な人への情報の届け方、展示方法、来館者・利用者が固定化している (ii)子どもたちが明石の歴史や文化を理解し、自発的に知ろう、学ぼうとする →常設展示室の展示内容・環境、ロビー・館内の動線がわかりにくい、企画展の展示内容（難易度、ターゲットの偏り）、博学連携ができていない (iii)職員が誇りをもってはたらける環境が整う →組織体制、職員待遇

市民ワークショップ

実施日時：2025（令和7）年2月2日(日) 10時～12時 参加者：市民19名 あり方検討会委員5名 博物館関係者11名 市関係者3名	
実施方法	5つのグループで以下のテーマでグループワークを実施した。 各グループには、博物館職員がファシリテーターとして参加した。 (1)あかしの歴史や文化を残すために問題なこと、もっと大切にしたいこと (2)これまで～現在の博物館を改善したいこと (3)博物館が今後、どうなってほしいか (4)まとめ「〇〇な博物館になってほしい」
(4) 「〇〇な博物館になってほしい」	<ul style="list-style-type: none"> 市民に親しまれる博物館 見て触って学べる 歴史・郷土資料・自然史に特化した博物館 美術と博物館機能を分離させる 明石の歴史・文化がタダで楽しめる博物館 身近な博物館 東播のハブとなる博物館 OPEN & TOGETHER MUSEUM あかしのはば広く文化、自然、景観、人の営みを、市内外、子どもたちに届くように情報発信し、暮らしの一部として、のんびり、ゆっくりできる博物館 若者が活躍できる わたしも活躍できる わたしが楽しめる わたしが参加したくなる カフェで過ごすことが出来る 博物館

ぶんぱく建設の経緯について

- ・文化財の適切な保存・公開、郷土の学習・研究の場として
- ・明石城に関する展示施設として
- ・市制70周年(1989年)を迎える明石市の目玉事業として
→ 1981年に策定された新長期総合計画(1981~1990)の
「3教育文化の向上、第2章市民文化の高揚」の中で「郷土資料館」の建設が明記される。

(仮称)明石市立郷土資料館に係る、建設、展示計画 1988(昭和63)年12月より抜粋

1. (仮称)明石市立郷土資料館建設についての考え方

「市民福祉・文化創造都市」明石市が目指す「文化」は、人間のいとなみ全体を包括した広義の「文化」を標ぼうしている。

(仮称)郷土資料館はその考えをもとに、「21世紀の明石の文化創造」をになう核となり、文化創造の発進基地となる施設でなければならない。(中略)

当該施設は、緑と海の見える魅力ある都市空間に、自然と調和したうるおいとやらぎのある施設として、(中略)市民が郷土明石の生いたちに想いをはせ、自主的な学習と創造活動を通して、郷土愛とゆたかな心を醸成する場として建設する。

2. 施設の内容

(1) 施設の機能

当施設では、人類が誕生以来嘗々といとなんできた人間の生活、文化、特に郷土明石の貴重な文化財に関する調査、研究を行う。(中略)本施設では、市民の文化創造活動の場として美術展、芸術祭等市民創作活動の発表の場として本格的なギャラリーを設け、市民文化の高揚を図る。当施設は市民の知的探求心、知的好奇心に応え、文化についての理解を深める機会としたい。

① 展示室

常設展示室では郷土明石にまつわる歴史、古来よりの民俗、及び伝統的地域産業を中心に展示する。

特別展示室では、全国或は県下のすぐれた文化財、歴史に関する各種のテーマについて展示する。尚、特別展開催期間外については必要に応じ一般展示場としても利用する。

② 収蔵庫

地階に一般収蔵庫、特別収蔵庫の各室を設け、展示資料、研究資料の保管に当る。

③ ロビー

来館者のくつろぎとふれあいの場、特別展、常設展の導入の場、芸術、文化財等に関する情報提供の場としてロビーを設ける。尚、ロビーの造りは吹き抜けとし、当施設の玄関として好印象を与える内容とする。

④ ギャラリー

著名作品等による特別企画展をはじめ市民の文化創作発表の場として活用する。

⑤ 会議室

文化財講座、講演会をはじめ各種会議、或は児童・生徒のオリエンテーションの場として活用する。

⑥ レストラン

当施設の利用者並びに観光客の食事提供施設として、又、都市回遊路の中間休憩施設として本館とは別棟に建設し、休館日の利用も配慮したい。

3. 展示構想について

（1）展示のねらい

郷土明石にまつわる歴史、古来よりの民俗を理解することにより明日の明石の姿を考察していく一機会とする。こうした観点から展示は、「明石における人々のくらしと自然環境」を主テーマとし、各時代における「人々の生活の変遷」、「風土の移り変わり」を展示資料により紹介する。又、とりわけ明石になじみ深い「明石原人」、「境界としての明石」、「窯業生産」、「明石城関係」については重点的に展示し、郷土明石のイメージアップにつなげるものとする。

（2）展示の方針

- ① 実物、レプリカ、模型等による展示資料をAV機器、グラフィックパネル等で効果的に解説し、親しみやすく、実りある展示内容とする。
- ② 時代考証に忠実で、しかも展示構成に創意工夫を配した展示とする。
- ③ 児童、生徒が学習の一環としても活用できる内容とする。

（3）展示テーマの設定

常設展示では「明石における人々のくらしと自然環境」をメインテーマとし、移り変わるきびしい自然環境のもとで、郷土明石の文化形成に寄与してきた人々の生き生きた活動の姿とともに明石という風土にはぐくまれて育ってきた農業、漁業、手工業（瓦づくり、酒づくり他）の変遷をまとめ、その案を基に展示設計業者に対し、具体的な展示企画提案を求めて決定した。

館のネーミングについて

（仮称）郷土資料館のネーミングの検討に係る会議 1990（平成2）年2月7日
協議概要報告より 一部抜粋

1 これまでの経緯について

市民文化の高揚、或は市民文化創造の拠点として「文化施設」建設構想が示され、企画部と検討を続ける中で文化施設の機能としては

- (1) 文化財の保護、保存を図り市民に公開展示が出来る施設
 - (2) 郷土の歴史、生活の調査・研究を行い、公開展示、情報提供のできる施設
 - (3) 市民の文化創造意識を喚起し、文化創造の活動の場として利用できる施設
- 以上の内容を具備する施設ということで決定した。

名称については、1981年に策定された新長期総合計画（1981～1990）の教育文化の向上、第2章市民文化の高揚の中で「郷土資料館」の建設がうたわれていたのを引継ぎ、現在の「（仮称）郷土資料館」に至っている。

2 ネーミングについての検討経緯

「（仮称）郷土資料館」という名称については、議会等より文化施設にふさわしいネーミングを検討されたいとの意見・要望を受け、全国の博物館・資料館等の名称を参考に検討した。

施設目的としては「市民が郷土明石の生いたちに想いをはせ、自主的学習と創造活動を通して郷土愛とゆたかな心を醸成する場である」と、次に、施設機能としては、1階部門は歴史、民俗、考古を中心として展示部門であること、2階部門はギャラリーを中心に市民の文化創造活動の場であること、以上を踏まえ、検討した名称（案）としては、次のとおりである。

歴史文化（会）館、郷土文化（会）館、文化博物館、郷土博物館、文化資料館

3 協議結果

- (1) 当施設の目的及び機能としては、歴史関係の展示と市民文化創造の場であるという観点から、施設名称としては、「歴史」「文化」という用語は欠かせないのではないか。
- (2) 「資料館」という用語はイメージ的に「倉庫」の意味合いが強いので、「館」又は「会館」の方がベターではないか。
- (3) 「郷土」という用語は、響きとしては大変狭隘的に聞こえるが、一面親しみやす

い面もあるのではないか。

(4) 「博物館」という用語は、規模的にも大きく、内容的にも専門的であるというイメージが強いが、他市町に於いてもかなり使用されていること、又、展示監修会議の意向もそうであるということでもあるのでいいのではないか。

以上より、名称案は以下の通り。市長、助役、教育長に報告し、検討をあおぐことに決定した。

歴史文化（会）館、郷土文化（会）館、文化博物館、郷土博物館

類似名称を用いている地方公共団体の施設としては次の通りである。

民俗文化資料館（牛窓町）、文化芸術館（滋賀県）、郷土文化会館（高知県）、文化博物館（京都府）、郷土博物館（千葉市、足立区、福井市 他）

※1991（平成3）年度の組織改正で「文化博物館」となっている。

ぶんぱく職員意見交換会

日時：2024（令和6）年11月25日(月) 9時～12時

参加者：15人（市7人、指定管理者8人）

進行：源由理子氏（明治大学専任教授）

佐久間大輔氏（大阪市立自然史博物館学芸課長・ぶんぱくあり方検討会委員）

開催目的：ぶんぱくあり方検討会で3年後のぶんぱくがどのようにあるのがいいか、話し合いをしています。ぶんぱくあり方検討会の委員で話し合った結果を実行するのはぶんぱくの職員です。ぶんぱくの職員がぶんぱくがどうあったらいいか考えているかを知るために、意見交換会を開催します。

実施内容

Step1 ぶんぱくがめざすこと アウトカムを考える

- ①誰が、どのような状態になればぶんぱくの設置目的が達成できていると思いますか？
 - ②誰が、どうすれば、ぶんぱくの設置目的が達成できる状態になりますか？
- ①をミドリの付箋に書いて模造紙に貼って共有。似ているものをグループ分け
②をキイロの付箋に書いて模造紙に貼って共有。①とのつながりと似ているものでグループ分けした結果の詳細は別紙Step1のとおりです。

参加者の意見は、大きく3つにわけられました。

「ぶんぱくが市民にとって身近な存在になる」「子どもたちが明石の歴史や文化を理解し、自発的に知ろう、学ぼうとする」「職員が誇りをもってはたらける環境が整う」の3つがぶんぱくの設置目的を達成するために、大事なことと考えました。

Step2 目的を達成するまでの課題と対応策の検討

Step1で考えた、ぶんぱくの設置目的を達成するために、大事な3つのことについて、グループにわかれ、大事なことを達成するための課題と対応策を考えました。

「無関心な人にも身近な存在になる（ぶんぱくが市民にとって身近な存在になる）」では、①博物館を知らない人、無関心な人への情報の届け方、②展示方法、③来館者・利用者が固定化
「市民が文化を深く知る（子どもたちが明石の歴史や文化を理解し、自発的に知ろう、学ぼうとする）」では、①常設展示室の展示内容・環境、②ロビー・館内の動線がわかりにくい、③企画展の展示内容（難易度、ターゲットの偏り）、④博学連携ができていない、「職員（人材）（職員が誇りをもってはたらける環境が整う）」では、①組織体制、②職員待遇の課題と対応策を発表しました。詳細は別紙Step2のとおりです。

Step1 ★は現在実施していない内容、〔〕は少しあげている内容

①どのような状態になればぶんぱくの設置目的が達成できていると思いますか？	②誰が、どうすれば、ぶんぱくの設置目的が達成できる状態になりますか？
無関心な人が博物館に要求をもつようになる 市民が明石のことをもっと知ろうとする 市民にとって博物館が <u>身近</u> な存在になる	ギャラリーの貸館、★貸館（もっと市民に貸したい） ★出張展示（もっと）、まず、ぶんぱくをしってもらうアウトリーチ活動を行う（学校・図書館）、★市民の方との交流会（市民から話を聞くイベント）、他者と出会うクリスマスマーケットなどの事業、より多くの人に博物館を知ってもらうための広報活動 〔絵本や地元作家等市民にとって身近な美術作品を扱った展覧会をする、利用者に親しみを持って対応する、笑顔でお客様をお迎えする、話をきちんと聞く、楽しく面白くお客様と話す ★無料ゾーンを拡充して市民が気軽に訪れることが出来るハンズオン展示を行う
市民が明石に関する文化財を使用して経済活動ができる 市民が自分の課題を解決する 展示を観た人が好きと思えるものを増やして帰る 市民が歴史を知る事で自分の人生を大切に生きる <u>子ども</u> たちが明石のまちを好きになる（誇りに思える）ようになる 市民が地元の伝統・文化に誇りをもつようになる <u>子ども</u> が歴史好きになる 未来をにう <u>子ども</u> たちが美術（絵画等）や歴史を自発的に知ろう、学ぼうとする	★デジタルアーカイブをつくる、レファレンス体制、ボランティア活動の充実、★ボランティアの再構築と新しい担い手の養成、明石にいながら他地域のことをしる展示、偏らない分野の展示を開催する、歴史上の出来事を自分ごとにとらえられるような展示 博学連携（★小学校など一部しかやってない）、★教員への研修、出前授業、文化財とワークショップをかけあわせた体験プログラムで楽しみながら文化財にふれる、こどもが楽しめる展覧会を提供する 講演会やWSで明石の文化歴史を伝える、はじめての人、知らない人にもわかりやすい、楽しい体験をしてもらう
市民（特に <u>子ども</u> たち）に知る楽しさを知ってほしい。わくわく目を輝かせた表情になる 大人が <u>子ども</u> たちに歴史を伝えられるようになる	
<u>職員</u> が誇りと責任を持って働く	★分野の確立（今は広すぎる）、★紀要の復活、★職員の身分保障
市民（利用者）が幸せになる	（設置目的に直接つながるため番外とした）

Step2

テーマ	無関心な人にも身近な存在になる（ぶんぱくが市民にとって身近な存在になる）
課題	対応策
博物館の存在自体知らない 博物館にまず来ない	SNSの活用、出張展示・ワークショップ、アウトリーチで地道な売り込み、職員も身近に感じてもらう（グッズ開発の話とか）、広く関心の高いコンテンツとのコラボ
無関心な人を知らない 博物館にそもそもどんな関心をもっているのかわからない 関心のポイントが多様？	博物館に求めるものを調査する、関わりを作っていく（出店、参加型調査）
特定の団体の影響強い？？ ファンが固定化している 同じ人が参加する（講演会など） 特別展のイメージが強すぎる 人寄せパンダがいなくなると何も残らない 企画（全ての事業）も同じような印象 世代により関心が異なる	参加方法など、ネットから情報を得る機会が多いが、それが得意でない人をどうするか 年にこの期間は初利用の団体を優先するといった貸館体制 来館してもらう手法を幅広く！展示、講演、ギャラリーでの発表、講座、情報提供、広報 新しい層の開拓（ボランティア、展示、イベント、いいところを残し変えていく）
展示そのものに、展示という形式に興味がない モノから情報を得るのはコスパ、タイパが悪い？ 関心を持ってもらう方法、機会など	展示の楽しみ方を伝える（SNS？） 貸館の存在を知ってもらう、展示以外で楽しめることを打ち出す、展示をみなくともくつろげる空間をつくる、無料スペースの活用（自習、図書、カフェ、こどもが作品を飾れる等）
気軽に来れないイメージがあるのでは？ 世間的に博物館のイメージが特別なもの	小学生のうちから博物館に来る機会をつくる、新しいメディアでの新しい層への訴求、イメージを変えていく、個性をみがくか幅広く活動するか

テーマ	市民が文化を深く知る（子どもたちが明石の歴史や文化を理解し、自発的に知ろう、学ぼうとする）
課題	対応策
①常設展示室の課題 子どもには難しいキャプション・展示 暗い→こわい印象？（子ども） 外国語がない、ハンズ・オンが少ない 情報が古い、常設展示室への動線がわかりにくい	音声ガイドの導入、2次元コード等の導入（解説、多言語）、有名人による音声ガイド（有料） 明るくする、展示品への3Dプリンターの活用、解説の更新がしやすい機器の導入、アカシゾウのレプリカを正面（布団太鼓付近）に置く

②ロビー、館内の動線がわかりにくい ロビースペース（無料ゾーン）の活用ができていない 体験学習室に入っていいか迷われる方がいる 館内案内がわかりにくい	ロビースペースの活用 ハンズ・オン展示など、無料でも楽しめる目をひく展示物を置く
③企画展が抱える問題点（主にターゲットの偏り） (キャッシュの)ルビだけでなく根本的なつくり方、難しそう？簡単すぎる？極端、展示によってターゲット層が限定され、一部の人は無関心	難しい内容の時にポイント的に子ども向けの解説を入れる、ターゲットをふり切る（子ども向、大人向）、ぶんぱくクイズ企画展版の作成、ぶんぱくたんけんクイズをもっと知ってもらう（知名度↑）広報に載せる？、子ども向けて楽しめる展示もある！と広報活動を行う
④博学連携ができない	夜間中学・高校やフリースクールへの出前 「教員のための博物館の日」の活用 幼稚園での出前授業（初めての博物館の入口）

テーマ	職員・人材（職員が誇りをもってはたらける環境が整う）
課題	対応策
会社と行政に板ばさみ… 市と指定管理者の連携がない、所属の違い、お互いを知る（業務内容、何をやっているか） 報連相の意味 組織がいっぱい（文化財など） PDCAサイクルがまわせていない 人員補充	市と指定管理者が一緒に業務をする 運営母体をひとつにする 市も開館日に出勤する 伝える場を設ける 分野（市史・文化財）をわける PDCAをまわすための組織体制 作業や業務のための部屋が必要 業務の見直し（本当に必要か）
文化財の知識や外国語に関する個人の研鑽、スキルアップ 研究成果の発表の場が少ない 人間関係のしがらみによる業務の固定化、特定の個人への業務の偏りによる弊害 職員数、正規化、待遇、人材育成等についての上層部の理解	多様性（多言語化等）への対応 紀要等の発行 業務を固定しない みんなができるように。

市民ワークショップ報告

日 時：2025（令和7）年2月2日（日） 10時～12時

場 所：ウィズあかし フリースペース（アスピア8階）

参加者：市民 19名

副市長、市民とつながる課 3名

文化・スポーツ室職員・文化博物館指定管理者職員 11名

（内、ファシリテーター5名）

ぶんぱくあり方検討会委員 5名（藤野会長、五月女委員、佐久間委員、

染川委員、河合委員、内ワークショップ参加4名）

開催目的：

- ・参加者に「ぶんぱく」のこと、「博物館」の存在意義を知ってもらう。
- ・「ぶんぱくあり方検討会」での議論に求められている市民が考えるぶんぱくのキーワードを抽出する。

実施方法：

市民が5つのグループに分かれ、ワークショップを開催した。各グループには、文化・スポーツ室又は指定管理者職員がファシリテーターとして参加した。

プログラム：

①自己紹介・アイスブレイク

- ・ミライに残したいあかしの歴史や文化

②情報提供

- ・「ぶんぱく」の歴史と今
- ・博物館とは？

- ・「ぶんぱくあり方検討会」とは？これまでの経緯とこれからの予定

③グループワーク

- ・あかしの歴史や文化を残すために問題なこと、もっと大切にしたいこと
- ・これまで～現在の博物館を改善したいこと
- ・博物館が今後、どうなってほしいか
- ・グループまとめ ○○な博物館になってほしい

④全体共有

グループまとめ

- ・市民に親しまれる博物館 見て触って学べる

- ・歴史・郷土資料・自然史に特化した博物館 美術と博物館機能を分離させる

- ・明石の歴史・文化がタダで楽しめる博物館

- ・身近な博物館

- ・東播のハブとなる博物館

- ・OPEN & TOGETHER MUSEUM

- ・あかしのはば広く文化、自然、景観、人の営みを、市内外、子どもたちに届くように情報発信し、暮らしの一部として、のんびり、ゆっくりできる博物館

- ・若者が活躍できる わたしも活躍できる わたしが楽しめる

- ・わたしが参加したくなる カフェで過ごすことが出来る 博物館

(参考) グループワーク

(意見は原文をもとに、一部追記・修正し、市でまとめています)

1 ミライに残したい明石の歴史や文化

ため池	寺・神社
アカシゾウ	時のまち
からくりおもちゃ	酒造
コウノトリなど野鳥	城瓦
バイク、ジェットエンジン	中崎公会堂
まち並み	天文科学館
海ガメ	日本書紀 赤石
海が見える景色	百人一首
海と山	布団太鼓
海苔	文化博物館
街道筋のまち並み景観	万博の歴史
瓦	妙見社
漁業 魚文化	明石と淡路の船の通行
魚の棚	明石の祭り
魚の棚 大漁旗	明石の食文化
魚住の海岸	明石海峡
源氏物語	明石海峡大橋
古墳	明石型生船
工芸品	明石公園の生き物 鳥・虫
子どもを中心とした社会	明石小学校
子午線	明石焼
シゴセンジャー	明石城

2 残すために問題なこと、もっと大切にしたいこと

文化財の情報等の説明看板、表示がない
 常設展は一度見たら来ない
 ぶんぱくのロビーには布団太鼓が常にあってイベントに使用できない
 カフェスペースが欲しい
 キャッシュレス対応希望
 お土産を買えるショップがあれば
 ぶんぱくの資料の調査・研究を行う人が非正規 安定した研究環境を
 本物に触れる経験ができるように
 子どもが興味を持つような博物館に

広報、情報発信が不足 シリーズもので、祭りや瓦など地域情報を発信
子どもに来てもらえば、未来につながる

3 これまで～現在の博物館を改善したいこと

文化財の案内板表示など看板が少ない
ぶんぱくの常設展示に農業や近現代の情報が少ない
現在の明石を展示の対象に オートバイ ライオンの歯ブラシなど
県立の博物館とのコラボ・連携
博物館の旗振り役の育成を
若い世代の育成が必要
子どもを連れてきたくなるような博物館に
歴史博物館としての機能を中心に 市直営で
学校との連携
市のエリアごとに深堀りした展示を期間を設けて行えはどうか
収蔵庫の保管方法・環境などを整える

4 博物館がどうなってほしいか

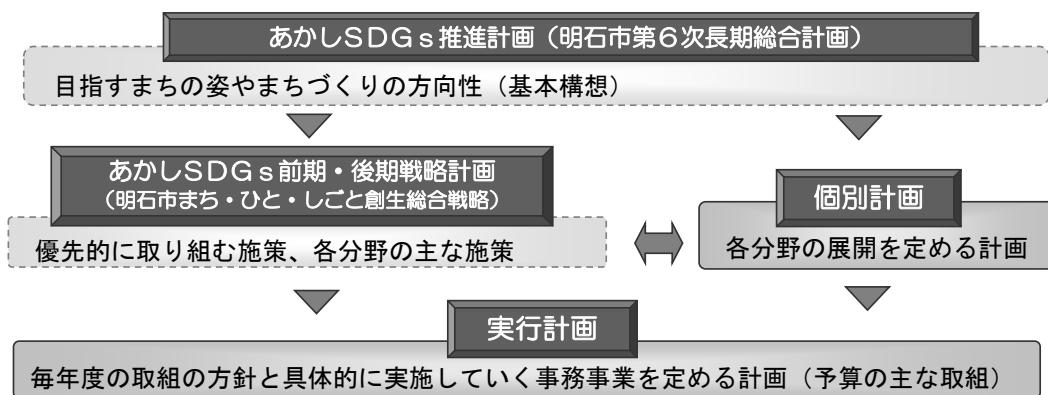
「博物館」概念の拡大	一緒に企画できる
新しい文化を創造していく	一緒に調査・研究できる
未就学児に向けてのイベントがあれば	地域の方が活躍（発表）できる場
キッズスペースの充実	自分で調べられる図書館のようなスペース
夏休みに子どもたちに解説などがあれば	音楽も楽しめる
あらゆる方が参加できる	交流が広がる つながる
バックヤードが探検できる	出張博物館
いろんな体験ができる	人材育成が行われている
おしゃべりできるところ	調査・研究の結果が分かる
展示の感想を話し合えるような空間を	もっと明石の文化の深堀を
オリジナルグッズがある	東播地域のハブに
お土産店がある	明石の産業、
カフェで過ごせる	ヘリコプターやバイクと関連した展示を
のんびりできるところ	松本零士関連の展示を
ハンズオン	明石の作家の紹介など
ワークショップを開催して参加する	有名アートに触れることができる
	完全無料

ぶんぱくの明石市における位置づけ

	名称	種別	スライド No
1	あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画） あかしSDGs前期戦略計画	明石市長期総合計画	2～10
2	明石文化芸術創生条例 第2期明石文化芸術創生基本計画	文化芸術行政に関する条例とそれに基づく計画	11～19
3	明石市文化財保存活用地域計画	文化財行政に関する個別計画	20～23
4	第2次明石市生涯学習ビジョン	生涯学習の「道しるべ」	24

- ・あかしSDGs推進計画と個別計画より、ぶんぱくの事業内容に関連する内容が含まれているものについて整理しました
- ・明確にぶんぱくを実施主体と位置付けているものは少ないがぶんぱくが実施している、ぶんぱくの役割と考えられる内容を**太字**で示しています

あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画） 2030年のあるべき姿 2022～2030



あかしSDGs推進計画 (明石市第6次長期総合計画) 2030年のるべき姿 2022～2030

SDGs未来安心都市・明石

～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～

いつまでも：まちの好循環により、明るい未来につながるサスティナブル（持続可能）なまちづくり

すべての人に：年齢・性別・国籍・障害などに問わらず、すべての人が安心を感じられるインクルーシブなまちづくり

やさしいまち：経済・社会・環境の統合的向上を目指し、ハード・ソフト面から安心して暮らし続けられるやさしいまちづくり

みんなで：市・市民・事業者などが一丸となってみんなで目標の達成に向けて取り組む

あかしSDGs推進計画 (明石市第6次長期総合計画) 2030年のるべき姿 2022～2030 ぶんぱく関連ワード

2 計画策定の背景

(1)明石の地勢とこれまでのあゆみ ②明石のあゆみ

明石は、**万葉の歌**などにも詠まれ、**源氏物語**の舞台としても描かれています。江戸時代には、**明石城**が築かれ、**城下町**として発展しました。

(2)明石の地域特性 ②海をはじめとした恵まれた自然環境
漁業 明石鯛 マダコ イカナゴ 魚のまち ため池

3 基本構想

(3)まちづくりの方向性

明石の歴史、文化などの地域資源は、暮らしやすいまちとしての大きな魅力

あかしSDGs前期戦略計画 2022～2025

SDGs未来安心都市・明石
～いつまでもすべての人にやさしいまちをみんなで～

目標 住みやすいと
思う人の割合 **100%** 人口 **30万人**

経済 にぎわいと活力が持続するまち	社会 すべての人が助け合い安心して暮らせるまち	環境 人にも自然にも地球にもやさしいまち
----------------------	----------------------------	-------------------------

三側面の統合的なまちづくり

行政運営の基本姿勢

①市民主体のまちづくり
②更なる権限と責任に基づく持続可能で自立した行政運営
③ICTの活用等による市民サービスの向上

計画期間
2022～2030

施策展開の5つの柱

施策展開の柱	柱① 豊かな自然と共生し、暮らしの質を高める			柱② 笑顔あふれる共生社会（インクルージフ社会）をつくる			柱③ 子どもの育ちをまちのみんなで支える			柱④ 安心・安全を支える生活基盤を強化する			柱⑤ まちの魅力を高め、活力と交流を生み出す		
展開の方向	1 脱炭素社会の実現	2 循環型社会の実現	3 自然環境の保全と活用	1 支え合う地域づくり	2 自分らしく生き生きと暮らす社会づくり	3 健康・長寿の推進	1 環境安心して子育てができるまちづくり	2 高い教育の推進	3 適切な支援の状況に応じた子育てができるまちづくり	1 防災・減災対策の強化	2 日常の安全安心の確保	3 強制的な都市基盤の整備	1 地域産業の振興	2 文化がないまちの活性化	3 聰まわいの魅力を生み出したまちづくり
主要施策とKPIを設定															
効率的・効果的な行政運営															
計画期間 2022～2025	① SDGsの更なる推進 ② 持続可能で自立した行政運営														

あかしSDGs前期戦略計画 2022～2025

5つの柱

- 1 豊かな自然と共生し、暮らしの質を高める
- 2 笑顔あふれる共生社会をつくる
- 3 子どもの育ちをまちのみんなで支える
- 4 安心・安全を支える生活基盤を強化する
- 5 まちの魅力を高め、活力と交流を生み出す

あかしSDGs前期戦略計画 2022～2025

5 まちの魅力を高め、活力と交流を生み出す

まちの宝物を生かし、更に新たな魅力を生み出して、定住・交流人口を増やすとともに、多様な働き方を実現できる雇用環境づくりや地域経済の循環を推進し、まちの元気につなげます。そのため、地域産業の振興のほか、文化の薫るまちの推進や、まちの魅力を生かした賑わいの創出に取り組みます。

展開の方向1 地域産業の振興

展開の方向2 豊かな心を育む文化・芸術の推進

展開の方向3 まちの魅力を生かした賑わいの創出

あかしSDGs前期戦略計画 2022～2025

展開の方向2 豊かな心を育む文化・芸術の推進

- ・本のまち明石の推進（まちなか図書館、読書バリアフリーの推進、新たな図書館の検討など）
- ・歴史のまち明石の推進（文化博物館や文化財収蔵庫を拠点とした歴史・文化の発信など）
- ・文化・芸術の推進（ストリート・ピアノの設置、兵庫芸術文化センター管弦楽団の公演、あかし若手アートチャレンジ、あかしDEミュージカル、ARTSHIP明石等の様々なジャンルの活動や交流ができる環境の整備など）
- ・個性豊かで美しい都市景観の形成

あかしSDGs前期戦略計画 2022～2025

展開の方向3 まちの魅力を生かした賑わいの創出

歴史・文化が薫る明石公園などの地域資源を活かし、明石の魅力を国内外に積極的に発信することで、明石の認知度や関心を高め、交流人口及び関係人口の増加、地域活力の向上につなげる。

関連する個別計画

- ・明石文化芸術創生基本計画
- ・明石市文化財保存活用地域計画
- ・明石市生涯学習ビジョン

明石文化芸術創生条例 2009年3月制定

目的

- 文化芸術に関する基本的な理念及び方向性を示す
- 明石の特性や人びとの個性を尊重した文化芸術の振興を図る
- 心豊かでうるおいとやすらぎのある市民生活と個性豊かで活力のある地域社会の実現
- 地域を支える人づくりに寄与

明石文化芸術創生条例 2009年3月制定

基本理念

- 過去から培われてきた地域の文化や芸術を市民の財産として継承し、発展させる
- 魅力ある文化芸術が創造されるよう配慮する
- 多様な文化芸術及び価値観を理解し、尊重する
- 文化芸術を担う人材の育成を図る
- 次代を担う子供たちの心や感性、創造性やコミュニケーション能力を豊かに育む

明石文化芸術創生条例 2009年3月制定

基本施策

- 地域に根差した伝統的な文化芸術の継承及び発展並びに新しい文化芸術の創造に必要な施策を講ずるよう努める
- 文化芸術の場及び機会の拡充その他の必要な施策を講ずるよう努める
- 文化芸術活動を担う人材の育成を図るために必要な施策を講ずるよう努める
- 次代を担う子どもたちの豊かな人間性を育むため、文化芸術の場及び機会の充実その他必要な施策を講ずるよう努める

第2期明石文化芸術創生基本計画 2023～2030 文化とアートでみんながつながるまち あかし

2030年の目標➡ 1年間に文化芸術活動をした人の割合
33%（美術鑑賞を含む）

5つの展開方針

- (1)市民による文化芸術活動のさらなる充実
- (2)文化芸術活動充実のための環境整備
- (3)文化交流の促進と連携体制の強化
- (4)地域特有の文化資源の継承と発展
- (5)次世代の育成

第2期明石文化芸術創生基本計画 2023～2030 文化とアートでみんながつながるまち あかし

- (1)市民による文化芸術活動のさらなる充実

- ①多様な文化芸術の鑑賞機会の創出
- ②身近な場所で文化芸術に出会い、触れる機会を創出
- ③市民が自ら取り組める文化芸術事業を推進
- ④障害者の文化芸術活動を促進〔アートシップあかし〕
- ⑤在住外国人が日本文化に親しみ、理解を深める取組の推進

第2期明石文化芸術創生基本計画 2023～2030 文化とアートでみんながつながるまち あかし

(2) 文化芸術活動充実のための環境整備

- ① 文化芸術活動の成果を発表する機会を創出
- ② 文化施設の柔軟な運営を推進 [小中学生無料、年間パスポート]
- ③ 様々な施設を文化芸術活動の場として有効活用
- ④ 市民の自主性と創造性を尊重した文化芸術活動を支援
- ⑤ 文化芸術に関する情報を収集・集約し、効果的に発信

第2期明石文化芸術創生基本計画 2023～2030 文化とアートでみんながつながるまち あかし

(3) 文化交流の促進と連携体制の強化

- ① 異分野・異世代間の交流や、市民とアーティストとの交流を推進
- ② 姉妹都市、友好都市等との国際文化交流を推進
- ③ 中間支援組織の機能を強化
- ④ 文化観光を始めとする他分野との連携を強化

第2期明石文化芸術創生基本計画 2023～2030 文化とアートでみんながつながるまち あかし

(4)地域特有の文化資源の継承と発展

- ①地域の伝統文化を守り、継承し、活用する取組を推進
- ②地域の文化資源に親しみ、わがまちへの愛着を深める取組を推進
- ③文化芸術に関する地域の人材を活用
- ④特色ある文化芸術事業を支援

第2期明石文化芸術創生基本計画 2023～2030 文化とアートでみんながつながるまち あかし

(5)次世代の育成

- ①子どもたちに向けた文化芸術の鑑賞機会を創出
〔中学生以下無料〕
- ②子どもたちが参加・体験できる文化芸術事業を推進
- ③次世代の文化芸術活動を支援

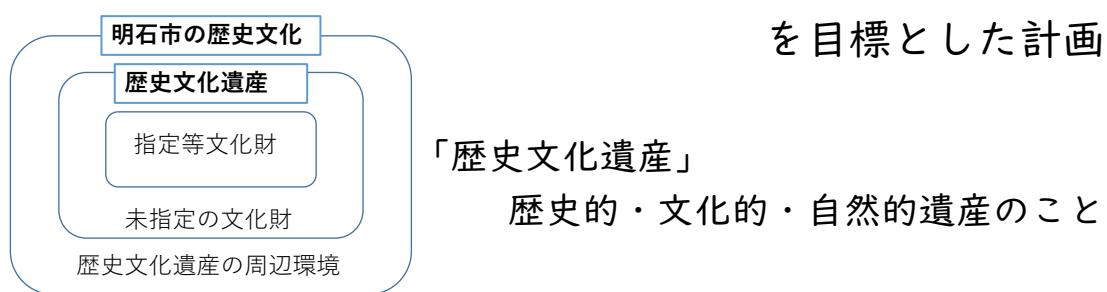
第2期明石文化芸術創生基本計画 2023～2030 文化とアートでみんながつながるまち あかし

推進体制

- (1)市 文化芸術に係る政策全般の企画・立案
財団への財政支援、財団・関係機関との連携強化
- (2)明石文化国際創生財団 中間支援組織+実施主体
- (3)市民会館等の指定管理者 文化芸術活動の拠点
文化芸術を鑑賞・発表する場の提供

明石市文化財保存活用地域計画 2023～2030

明石市の多様で豊かな歴史文化遺産を
市民、行政、専門家がみんなで協働して、
守り、育て、次世代に引き継ぐため、
「歴史文化遺産を通じて、
ひと、まち、営みが輝く 持続可能な地域づくり」



明石市文化財保存活用地域計画 2023～2030

歴史文化遺産を通じて、ひと、まち、営みが輝く
持続可能な地域づくり

基本方針

- 1 歴史文化遺産を持続的に「知る」取り組みを進める
- 2 学校教育・生涯教育の場で人づくりを進める
- 3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承する
- 4 歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを進める
 - 1 歴史文化遺産観光に関わる多様な取り組みを重点的に展開する
 - 2市民等と協働して歴史文化遺産が核となるまちづくりを進める
- 5 みんなで歴史文化のまちづくりを進める

明石市文化財保存活用地域計画 2023～2030

歴史文化遺産を通じて、ひと、まち、営みが輝く
持続可能な地域づくり

基本方針を実現するための取り組み

- 1 歴史文化遺産を持続的に「知る」取り組みを進める
 - 各種調査（市史編さん、生業、生活文化、史料など）
- 2 学校教育・生涯教育の場で人づくりを進める
 - 生涯学習機会の充実（講演会、出前講座など）
- 3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承する
 - データベースの作成・更新・共有

明石市文化財保存活用地域計画 2023～2030

歴史文化遺産を通じて、ひと、まち、営みが輝く
持続可能な地域づくり

基本方針を実現するための取り組み

4 歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを進める

-1 歴史文化遺産観光に関わる多様な取り組みを重点的に展開する

○歴史文化遺産観光のコンテンツ拡充

-2市民等と協働して歴史文化遺産が核となるまちづくりを進める

○明石市立文化博物館の拠点機能の拡充

5 みんなで歴史文化のまちづくりを進める

○近隣自治体との連携

第2次明石市生涯学習ビジョン 2022～2032

・生涯学習関係施設で充実させたい機能

充実させたい機能	重点を置くポイント	ぶんぱくの役割
学びのプロセスをつくる	学びの入り口（学びに触れる）支援	●
	学びの展開（次の学びに出会う）への支援	●
市全域での学びの支援・コーディネート	学習提供者・支援者を結ぶ、サポートする	●
	学びにつながる・学びを引き出す相談支援	
地域での学びの支援・交流促進	地域での学びのハブ	
地域課題へのアプローチ（課題解決に向けた生涯学習の関わり）	地域を知るきっかけ、ニーズの把握	
	地域内の学びの資源がつながる、交流する	
シチズンシップ/シビックプライドの醸成	シチズンシップ/シビックプライドを育む機会の提供	●

※生涯学習ビジョンには、3つの機能がぶんぱくの役割とされていますが、博物館活動としては7つ全てがあてはまると考えます。

博物館とは？（博物館法）

歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する**資料を収集**し、
保管（育成を含む）し、
展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、
その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する**調査研究**をすることを目的とする機関（公民館及び図書館を除く）
（博物館法第2条「定義」）

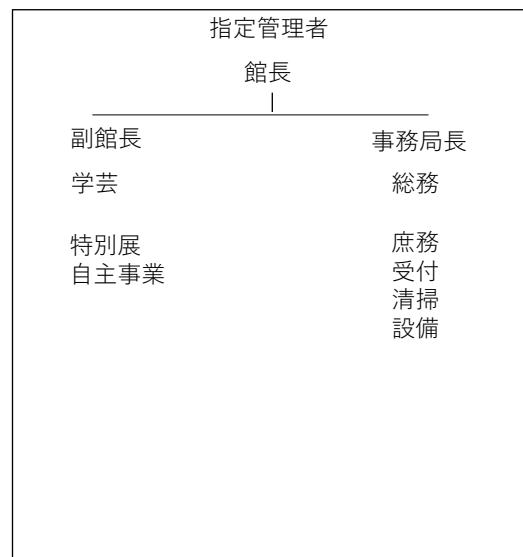
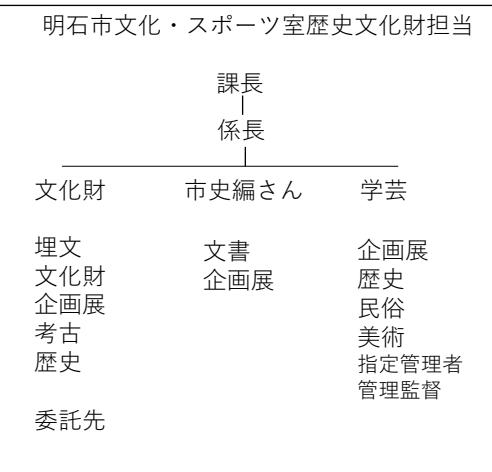


博物館とは？（国際博物館会議）

博物館は、
有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、
社会のための非営利の常設機関である。
博物館は一般に公開され、**誰もが利用でき、包摂的**であって、
多様性と持続可能性を育む。
倫理的かつ専門性をもって**コミュニケーション**を図り、
コミュニティの参加とともに博物館は活動し、
教育、愉しみ、省察と知識共有のための
様々な経験を提供する。
（博物館の定義 国際博物館会議）



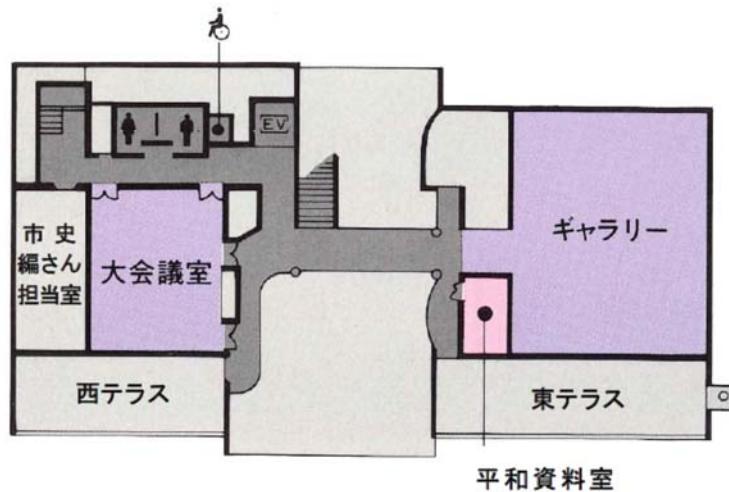
明石市立文化博物館



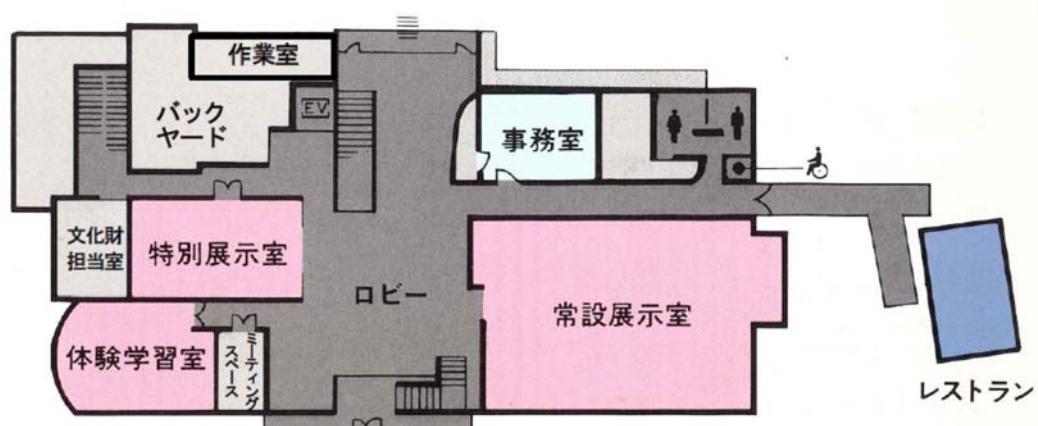
魚住文化財収蔵庫

館内配置図

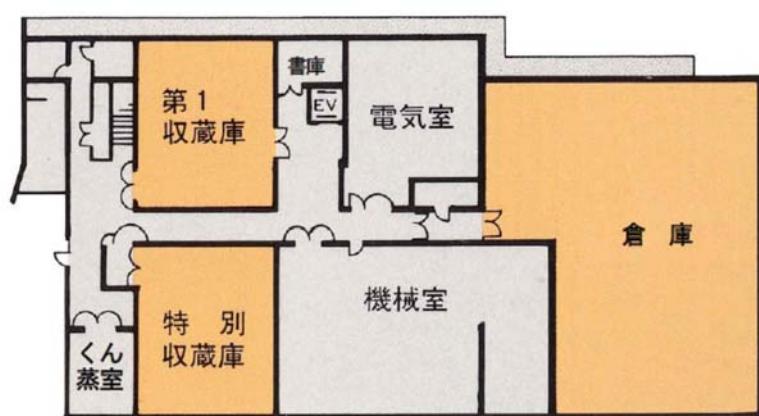
2F



1F



B1



ぶんばくで開催した展覧会 1991 (H3) ~2024 (R6) 34年間

★直営 1991 (H3) ~2006 (H18)

☆指定管理①2007 (H19) ~2009 (H21) ②2010 (H22) ~2012 (H24) ③2013 (H25) ~2015 (H27)

★業務分割④2016 (H28) ~2024 (R6)

【企画展】1階特別展示室で開催する明石の歴史・文化に関する展覧会

テーマ	回数	開催年
発掘された明石の歴史展	37	1992 (H4) ~2024 (R6) 複数回年あり
くらしのうつりかわり展	34	1992 (H4) ~2024 (R6)
郷土作家展	33	1992 (H4) ~2024 (R6) 複数回年・開催無年あり
明石藩の世界展	12	2013 (H25) ~2024 (R6)
収蔵品展	4	2011 (H23)、2012 (H24)、2015 (H27)、2020 (R2)
歴史	3	2006 (H18)、2011 (H23)、2023 (R5)
	123	

【特別展】2020 (R2) 年度まで3回（春・夏・冬）、2021 (R3) 年度より2回（春・夏）

テーマ	回数	開催年
日本画（浮世絵含む）	38	1992 (H4) ~2021 (R3) 複数回開催年、開催無年あり
洋画	21	特別展 19+企画展 2 1994 (H6) ~2018 (H30)
工芸（陶芸、手芸等）	16	特別展 8+企画展 8 1996 (H8) ~2023 (R5)
イラスト・絵本	14	1997 (H9) ~2023 (R5)
民俗	9	特別展 1+企画展 8 1991 (H3) ~2024 (R6)
写真	7	特別展 3+企画展 4 1994 (H6) ~2023 (R5)
友好都市・世界の美術展	6	特別展 2+企画展 4 1991 (H3) ~2001 (H13)
産業・おもちゃ	5	特別展 1+企画展 4 1995 (H7) ~2008 (H20)
その他	17	絵画・版画・平面作品 4回 2005 (H17) ~2011 (H23) キャラクター・デザイン・映像 3回 2018 (H30) 2020 (R2) 自然・科学 3回（特1企2） 2005 (H17) ~2019 (R1) 現代アート 2回 2013 (H25) 2021 (R3) その他 5回（企1、ギャラリーでの無料開催4） 1992 (H4) ~2015 (H27)
	133	

展覧会開催状況（観覧者数）

		(単位:日・人)								
展覧会名		期間	日数	大人	高齢者	大高	中小	未就学	計	
令和3年度	(特)浦上コレクション 北斎漫画	4/17	5/23	22	2,833	1,368	61	118	46	4,426
	(企)明石ゆかりの名品展	6/9	7/4	23	508	415	11	42	38	1,014
	(特)美術館に行こう！ディック・ブルーナに学ぶモダン・アート	7/17	8/29	44	9,581	951	765	1,594	1,745	14,636
	(企)明石藩の世界IX-幕末維新と人々の暮らし-	9/11	10/17	33	1,134	793	35	196	86	2,244
	(企)発掘された明石の歴史展～明石の古道と駅・宿～	10/30	12/5	32	919	826	52	249	121	2,167
	(企)明石の布団太鼓	12/16	1/16	24	857	402	34	135	140	1,568
	(企)暮らしのうつりかわり展 海辺の生活	1/30	3/21	44	1,100	488	39	993	155	2,775
年間観覧者				305	17,624	5,698	1,075	3,602	2,454	30,453
令和4年度	(特)岩合光昭写真展 PANTANAL	4/2	5/22	51	8,116	3,508	168	746	529	13,067
	(企)明石の木造船	6/2	6/26	22	815	693	17	180	67	1,772
	(特)あんびるやすこ作品展	7/16	8/28	44	4,870	879	499	2,019	843	9,110
	(企)明石藩の世界X 漁場の利用 水・耕地の利用	9/10	10/16	34	830	516	39	312	79	1,776
	(企)発掘された明石の歴史展 明石の墓と祭祀	10/29	12/4	32	1,938	554	42	382	279	3,195
	(企)郷土作家シリーズ 二つの展示	12/17	1/15	22	534	390	47	136	196	1,303
	(企)暮らしのうつりかわり展	1/29	3/21	44	1,953	1,062	79	4,969	1,915	9,978
年間観覧者				321	19,880	8,183	970	9,071	4,118	42,222
令和5年度	(特)写真家が捉えた 昭和のこども	4/1	5/14	44	1,946	2,061	58	296	149	4,510
	(企)柿本人麿と明石一歌・信仰・文化-	5/24	7/2	35	1,336	1,487	95	306	96	3,320
	(特)安野光雅美術館コレクション 安野先生のふしぎな学校	7/22	8/27	36	6,234	2,467	164	1,404	518	10,787
	(企)明石藩の世界XI-明石藩の懐事情-	9/9	10/15	34	1,220	849	48	378	84	2,579
	(企)発掘された明石の歴史展-明石の古窯とやきもの・瓦-	10/28	12/3	32	1,133	630	47	457	156	2,423
	(企)古陶と絵画の名品-平井コレクションを中心にして-	12/16	1/14	22	626	525	20	94	56	1,321
	(企)暮らしのうつりかわり展-小学校生活編-	1/27	3/17	45	2,841	1,048	76	5,505	1,711	11,181
年間観覧者				322	20,210	10,164	790	9,623	3,702	44,489
※(特)特別展 (企)企画展										

参考データ（展覧会アンケート結果より）

特別展では子育て世代、若年層の割合が高いが、企画展では70代以上の割合が高い。のことより、特別展観覧者を企画展観覧につなげられないことがわかる。

また、特別展ははじめて来館した人の割合が比較的高い。一方、企画展は複数回（4回以上）来館した人の割合が高い。自由記述からは毎年同じ展覧会を楽しみにしているとの意見が目につく。

(特)エルマーのぼうけん展 観覧者24,163人 回答数530人 (回答率2.1%)

はじめて来館した 287人 (54%)

30代 110人 (21%) 40代 (18%) 50代(18%)

(特)迷路遊びからお城イラストへ-香川元太郎の作品世界 観覧者7,159人 回答数1,505人 (回答率21%)

はじめて来館した 533人 (35.4%) 2~4回526人(35%)

10代以下 777人 (51.6%)

(企)東二見横河家の功績-大坂の陣から近代建築まで- 観覧者2,054人 回答数92人 (回答率4.5%)

4回以上 49人 (53.3%)

70代以上 34人 (40.0%)

(企)明石藩の世界XII-藩主忠国が創った『源氏物語』遺跡と俳諧文学- 観覧者4,143人 回答数85人 (回答率2%)

4回以上 47人 (55.3%)

50代 23人 (27%)

(企)発掘された明石の歴史展-明石の寺院跡- 観覧者2,594人 回答数332人 (回答率12.8%)

はじめて来館した 132人 (40%) 4回以上 128人 (39%)

70代以上 103人(31%)

(企)明石の布団太鼓II-彫刻と刺繡に見る匠の技- 観覧者2,311人 回答数62人 (回答率2.7%)

はじめて来館した 25人 (40%) 4回以上 128人 (39%)

60代 14人(23%)

(企)村上翔雲展-現代の書道の姿- 観覧者1,886人 回答数86人 (回答率4.5%)

4回以上 39人 (45.3%) はじめて来館した 30人 (34.9%)

70代以上 35人(40.7%)

(企)暮らしのうつりかわり展-多聞新ハがえがいた昔の明石- 観覧者10,089人 回答数82人 (回答率0.8%) ※観覧者数に学校観覧を含む

4回以上 42人 (51.2%)

70代以上 26人(31.7%)

ぶんぱく学芸担当者

(市)

市学芸員1 正規職員	学芸員経験14年（当館2年目） 専門：日本史（近世・近代史（海上交通、土木、鉱山））社会教育主事 当市以外での地方自治体での勤務経験20年。内、文化財行政、歴史民俗資料館運営、歴史講座企画等を12年担当。 当市では埋蔵文化財を除く、文化財保護行政全般を担当。
市学芸員2 任期付職員 (週5日)	学芸員経験約7年（当館4年目） 専門：日本近現代史・民俗学 中高国語教員免許保持 他館での展示、文書の解体・目録作成・紀要執筆などの経験有 当館では歴史系企画展、歴史資料調査を担当。市史編さん業務を兼任し、新市史の近代部会の担当や近代編の執筆、地域部会の紀要執筆などを行う。
市学芸員2 任期付職員 (週4日)	学芸員経験13年（当館10年目） 専門：民俗学 民俗系博物館での学芸業務、指定文化財整理作業への従事経験有。 当館では、小学3年生の学習指導要領に沿った内容の「くらしのうつりかわり展」、地域住民からの生活資料受け入れ調査、漁業・農業などの地域産業関係の調査を担当
市学芸員3 任期付職員 (週4日)	学芸員経験6年（当館6年目） 専門：日本美術（浮世絵、郷土作家） 中高美術教員免許保持 学習塾にて小中理系の講師として2年間の経験有 当館では郷土作家シリーズ、美術資料の調査を担当
市学芸員4 任期付職員 (週4日)	学芸員経験5年（当館5年目） 専門：日本史（近世） 教員免許（小、中社、高社）保持 公立小学校で勤務の後、学芸員の職に就く。 当館では歴史関係の展示、歴史資料の調査を担当。市史編さん業務を兼任し、新市史の近世部会を担当し、執筆などを行う。
市行政職1 正規職員	指定管理業務担当8年目。学芸業務担当3年目。学芸員資格保持 専門：西洋美術史、都市政策、公共政策 指定管理業務、学芸業務の取りまとめ・後方支援、博物館行政全般を担当

(指定管理者)

★は任期のない職員

指定管理者 学芸員1 ★	学芸員経験3年（当館3年目） 民間企業にて26年間、接客・営業・企画広報・販売促進・マネジメント職を経験・培ったノウハウを生かし、教育普及事業及び地域・企業を巻き込み、地域全体で盛り上げる「集客力のある」特別展を実施。明石市内外の民間企業に様々なネットワークを有する。民間企業で培った実利的知識と経験を生かし、博物館の特性を生かしたSNSマーケティングを担当
指定管理者 学芸員2	学芸員経験3年（当館1年目） 専門：古代中国史、西洋美術史 他館（博物館類似施設、指定管理施設）にて、貸館担当、展覧会の企画運営及び展示撤収作業、教育普及事業、SNS運用などの経験有。他館で得た幅広い経験と専門性の広さを生かして他職員のサポートに回るほか、現在、当館SNSの運用を担当している。
指定管理者 学芸員3	学芸員経験1年（当館1年目） 専門：日本古代史、現代美術史、地域創生 司書資格保持 美術館にて司書、芸術大学にてアシスタントとして勤務。個人活動として、現代アーティストの展覧会を企画実施。1年間の渡豪経験にて、メルボルンの芸術文化に触れる。アーティストや文化芸術、様々なネットワークを有する。芸術を支える業務を通じて、地域やアーティストとのボーダレスな関りをサポートする。
館長	施設管理運営経験5年、学芸員経験14年（当館4年目） 国立・県立・市町村立の美術館・博物館での勤務経験を持ち、博物館の運営・事業実施等について豊富な経験を有する。大学で博物館学を講じており、国内外の博物館の動向を把握すると共に、日々研鑽を積んでいる。また、文化庁、日本博物館協会、全日本博物館学会等において、委員を歴任しており、さまざまなネットワークを有する。

	担当展覧会等	その他調査・研究等	
市1	明石の布団太鼓Ⅱ －彫刻と刺繡に見る匠の技－ (2024.12～2025.1) 常設展示：船遺産 (2025.1～)	・文化財関係補助金業務 ・文化財保護審議会業務 ・文化財保存活用地域計画業務 ・ミュージアム体験プログラム (2024)「オリジナル兜で変身！」 ・ミュージアム体験プログラム (2025)「オリジナル兜で変身しよう！」	
市2	柿本人麿と明石－歌・信仰・文化－ (2023.5～7) 明石藩の世界XII－藩主忠国が創った『源氏物語』遺跡と俳諧文学－ (2024.9～10) ロビー展示：上地結衣（車いすテニス） (2024.11) 源氏物語と明石 (2024.12)	・市史編さん業務（近代部会開催・市史執筆・校正など） ・市史地域部会紀要執筆（明石の文学や伝統 2025） ・学芸員実習主担当（2024、2025） ・文化講座（兵事文書 2023） ・出前講座（柿本人麿・源氏物語・明石の戦争・明石の合併など複数回） ・研究（防空壕・兵事文書・傷痍軍人など。戦時体験の聞き取り調査） ・近代資料整理 ・ミュージアム体験プログラム (2025)「戦争中の明石はどんなようすだったのかな？しらべて新聞をつくってみよう」	
市3	くらしのうつりかわり展 (2024.1～3) くらしのうつりかわり展 (2025.1～3) 魚住収蔵庫展示：昭和の道具－知恵と工夫－ (2023.11～12) 常設・ロビー展示：端午の節句 (2023.3)、 子供の頃の宝物 (2023.4)、カッパコレクション (2023.8)、 五智網漁 (2023.11)、南達夫（パラ卓球） (2024.11) 市民図書館展示：生船の欄間 (2024.6)	・文化講座 (2023)「明石の船大工と漁船について」、「しめ縄づくり」コーディネーター ・ミュージアム体験プログラム (2024)「ポーチをつくろう～伸子針のヒミツ」 ・ミュージアム体験プログラム (2025)「伸子針を体験！布でタペストリーをつくってみよう」 ・MUSEUM PLAYER! (2025) ・解説ボランティア	
市4	郷土作家シリーズ 村上翔雲展 (2025.1) 郷土作家シリーズ 生誕140年 横山蟹楼展 (2025.5～7) ロビー展示：直近の寄贈作品の紹介 (2023.6～)	・郷土作家作品の調査、リスト整理 ・収蔵庫整理 ・図録増刷 ・トライやるウィーク ・ミュージアム体験プログラム (2025)「たのしくつくろう！はじめての掛け軸づくり」	
市5	明石藩の世界XI－明石藩の懐事情－ (2023.9～10) 東二見横河家の功績－大坂の陣から近代建築まで－ (2024.6) 明石藩の世界XIII 明石で華ひらく知と美の世界 (2025.9～11) ロビー展示：直近の購入資料紹介 (2024)、 野村彌生の刀 (2024.2～)、 明石の月にまつわる作品 (2024.8～9)	・市史原稿執筆（近世編） ・出前講座（明石の名字と家紋、横河家の功績、大阪府高齢者大学校講師） ・インターンシップ ・ミュージアム体験プログラム (2024)「カモーン！拓本ファイル」 ・ミュージアム体験プログラム (2025)「家紋ってなあに？軒丸瓦の家紋で、拓本に挑戦！」 ・MUSEUM PLAYER! (2025) ・解説ボランティア	
行1		・MUSEUM PLAYER! (2024、2025) ・ミュージアム体験プログラム (2024)「カモーン！拓本ファイル」 ・指定管理制度運営 ・博物館行政全般	
指1	「エルマーのぼうけん展」(2024.3～2024.5) 「そうぞうのかけら一砂で紡ぐたなかしんの物語－」(2025.7～9)	・クリスマスマーケット (2024) ・ミュージアム体験プログラム (2024) ・ミュージアム体験プログラム (2025)「戦争中の明石はどんな様子だったのかな？しらべて新聞をつくってみよう」、「伸子針を体験！布でタペストリーを作ってみよう！」 ・トライやるウィーク (2025) ・広報業務（プレスリリース・各種情報媒体照会対応、館内刊行物制作）	
指2	あかし若手アートチャレンジ (2025)	・トライやるウィーク (2025) ・広報業務（広報あかし対応、SNS管理運営・投稿、HP更新、館内刊行物制作）	
指3		・ミュージアム体験プログラム (2025) 担当・進行 ・トライやるウィーク (2025) ・広報業務（SNS投稿、HP更新） ・MUSEUM PLAYER! (2025)	
館長	安野光雅美術館コレクション「安野先生のふしぎな学校」(学芸員転出に伴う) (2023.7～2023.9) 「いわさきちひろ×plapla あれこれ いのち」(学芸員転出に伴う) (2025.4～5)	・文化講座 (2023)「みんなでみると2倍楽しい博物館見学」 ・MUSEUM PLAYER! (2024、2025)	
その他		・アウトリーチ ・無料開館日イベント ※貸館	・ボランティア事業 ・ぶんぱくパスポート

博物館収蔵資料登録件数

登録件数 30,943件

点数 64,608点

(2025年1月31日現在)

部門	項目	件数	点数
歴史 12,957件 16,348点	書誌	3,800	4,619
	文書	4,525	5,565
	絵図	308	378
	写真	2,023	2,080
	新聞	230	259
	印刷物	1,883	3,227
	その他	188	220
考古	瓦など	870	870
美術・工芸 4,247件 7,738点	絵画	2,221	3,689
	書	330	447
	彫刻	8	12
	工芸	1,608	3,494
	建築	16	22
	その他	64	74
民俗 9,314件 25,043点	衣・食・住	2,049	3,119
	生産・生業	59	73
	社会生活	4,551	16,665
	その他	2,655	5,186
自然史	化石など	3,555	14,609
合計		30,943	64,608

資料総数（推定） 約120,000点

博物館法

発令：昭和26年12月1日号外法律第285号

最終改正：令和4年4月15日号外法律第24号

改正内容：令和4年4月15日号外法律第24号[令和5年4月1日]

○博物館法

[昭和二十六年十二月一日号外法律第二百八十五号]

[総理・大蔵・文部大臣署名]

博物館法をここに公布する。

博物館法

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 登録（第十一条—第二十二条）

第三章 公立博物館（第二十三条—第二十八条）

第四章 私立博物館（第二十九条・第三十条）

第五章 博物館に相当する施設（第三十一条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において「公立博物館」とは、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設置する博物館をいう。

3 この法律において「私立博物館」とは、博物館のうち、公立博物館以外のものをいう。

4 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次条第一項第三号において同じ。）を含む。）をいう。

(博物館の事業)

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

四 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

- 五 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 六 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- 七 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 八 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 九 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
- 十 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。
- 十二 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
- 2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
- 3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

（館長、学芸員その他の職員）

第四条 博物館に、館長を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。
- 3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。
- 4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
- 5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。
- 6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

（学芸員の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- 一 学士の学位（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
- 二 次条各号のいずれかに該当する者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの
- 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者
- 2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

（学芸員補の資格）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員補となる資格を有する。

- 一 短期大学士の学位（学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）及び同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者で、前条第一項第一号の文部科学省令で定める博物館に関する科目的単位を修得したもの
- 二 前号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者（館長、学芸員及び学芸員補等の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、館長、学芸員及び学芸員補その他の職員に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第十条 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

第二章 登録

（登録）

第十二条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十一条第一項第二号を除き、以下同じ。）の登録を受けるものとする。

（登録の申請）

第十三条 前条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
 - 二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地
 - 三 その他都道府県の教育委員会の定める事項
- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
 - 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
 - 三 その他都道府県の教育委員会の定める書類

（登録の審査）

第十四条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

- 一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。
 - イ 地方公共団体又は地方独立行政法人
 - ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立

行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

（1）博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

（2）当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

（3）当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

六 一年を通じて百五十日以上開館すること。

2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たつては、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（登録の実施等）

第十四条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 登録の年月日

2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（変更の届出）

第十五条 博物館の設置者は、第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項の変更登録をするとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（都道府県の教育委員会への定期報告）

第十六条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育委員会の定めるところにより、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第十七条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（勧告及び命令）

第十八条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が第十三条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること

ができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 第十三条第三項の規定は、第一項の規定による勧告及び前項の規定による命令について準用する。
(登録の取消し)

第十九条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- 二 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第十六条の規定に違反したとき。
- 四 第十七条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 五 前条第二項の規定による命令に違反したとき。

- 2 第十三条第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

- 3 都道府県の教育委員会は、第一項の規定により登録の取消しをしたときは、速やかにその旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(博物館の廃止)

第二十条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(都道府県又は指定都市の設置する博物館に関する特例)

第二十一条 第十五条第一項、第十六条から第十八条まで及び前条第一項の規定は、都道府県又は指定都市の設置する博物館については、適用しない。

- 2 都道府県又は指定都市の設置する博物館についての第十五条第二項、第十九条第一項及び第三項並びに前条第二項の規定の適用については、第十五条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項」とあるのは「その設置する博物館について第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があるときは、当該事項」と、第十九条第一項中「登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「設置する博物館が第十三条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当しなくなつたと認める」と、同条第三項中「その旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、」とあるのは「その旨を」と、前条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る」とあるのは「その設置する博物館を廃止したときは、当該」とする。

(規則への委任)

第二十二条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

第三章 公立博物館

(博物館協議会)

- 第二十三条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。
- 2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する

地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

（入館料等）

第二十六条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。
(博物館の補助)

第二十七条 国は、博物館を設置する地方公共団体又は地方独立行政法人に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（補助金の交付中止及び補助金の返還）

第二十八条 国は、博物館を設置する地方公共団体又は地方独立行政法人に対し前条の規定による補助金の交付をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消しが第十九条第一項第一号に該当することによるものである場合には、既に交付した補助金を、第三号又は第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 当該博物館について、第十九条第一項の規定による登録の取消しがあつたとき。
- 二 地方公共団体又は地方独立行政法人が当該博物館を廃止したとき。
- 三 地方公共団体又は地方独立行政法人が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 四 地方公共団体又は地方独立行政法人が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

（都道府県の教育委員会との関係）

第二十九条 都道府県の教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第三十条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

第五章 博物館に相当する施設

第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

- 一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの
- 二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）

三 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

- 2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設（以下この条において「指定施設」という。）が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。
- 3 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。
- 5 指定施設は、その事業を行うに当たつては、第三条第二項及び第三項の規定の趣旨を踏まえ、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
- 6 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力をを行うよう努めるものとする。

博物館の設置及び運営上の望ましい基準

発令：平成23年12月20日文部科学省告示第165号

最終改正：平成23年12月20日文部科学省告示第165号

改正内容：平成23年12月20日文部科学省告示第165号[平成23年12月20日]

○博物館の設置及び運営上の望ましい基準

[平成二十三年十二月二十日文部科学省告示第百六十五号]

[昭和四八年一一月三〇日文部省告示第一六四号（公立博物館の設置及び運営に関する基準）を全文改正]

[平成一五年六月六日文部科学省告示第一一三号（公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準）を全文改正]

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づき、公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十五年文部科学省告示第百十三号）の全部を次のように改正する。

博物館の設置及び運営上の望ましい基準

(趣旨)

第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

(博物館の設置等)

第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。

2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

3 博物館の設置者が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

(基本的運営方針及び事業計画)

第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(運営の状況に関する点検及び評価等)

第四条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価

を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

（資料の収集、保管、展示等）

第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

2 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。

3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。

4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。

5 博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。

6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。

（展示方法等）

第六条 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする。

2 博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者の関心を深め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。

二 展示の効果を上げるため、博物館資料の特性に応じた展示方法を工夫し、図書等又は音声、映像等を活用すること。

三 前項の常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと。

（調査研究）

第七条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、単独で又は他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする。

（学習機会の提供等）

第八条 博物館は、利用者の学習活動又は調査研究に資するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、説明会等（児童又は生徒を対象として体験活動その他の学習活動を行わせる催しを含む。以下「講演会等」という。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。
- 二 学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適切な利用方法に関する助言その他の協力をすること。
- 三 利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

（情報の提供等）

第九条 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。
 - 二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。
- 2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。

（利用者に対応したサービスの提供）

第十条 博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーの貸与、外国語による解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

- 2 博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する青少年の関心と理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

（学校、家庭及び地域社会との連携等）

第十二条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力を努めるものとする。

- 2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会の提供に努めるものとする。

（開館日等）

第十三条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日における開館、夜間ににおける開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

（職員）

第十四条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

- 2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。
- 3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

（職員の研修）

第十四条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

2 博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとする。

(施設及び設備)

第十五条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

一 耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備

二 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備

三 休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備

(危機管理等)

第十六条 博物館は、事故、災害その他非常の事態（動物の伝染性疾病の発生を含む。）による被害を防止するため、当該博物館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 博物館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、事故や災害等が発生した場合等には、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

○明石市立文化博物館条例

平成 3 年 3 月 28 日条例第 3 号

(設置)

第 1 条 歴史、民俗等に対する市民の理解を深めるとともに、市民の文化の向上及び振興に資するため、本市に文化博物館を設置する。

(位置及び名称)

第 2 条 文化博物館の位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 明石市上ノ丸 2 丁目 13 番 1 号

名称 明石市立文化博物館（以下「文化博物館」という。）

(事業)

第 3 条 文化博物館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史、民俗等に関する実物、複製、模写、図書、写真、フィルム等の資料（以下「博物館資料」という。）に関する調査及び研究
- (2) 博物館資料の収集、保管及び展示
- (3) 展覧会、講演会、講習会、研究会等の開催
- (4) 市民の文化に関する展示、集会等のための施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文化博物館の設置の目的を達成するために必要な事業

第 4 条 削除

(観覧料)

第 5 条 博物館資料を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）は、別表第 1 に定める額の観覧料を納付しなければならない。ただし、特別の展示（以下「特別展」という。）をしたときの観覧料は、2,000 円以内で市長が定める額（中学生、小学生及び小学校就学前の者は、無料とする。）とする。

2 市長は、年間観覧券その他の規則で定める特別利用券を、4,000 円以内で市長が定める額で発行することができる。

(使用許可及び使用料)

第 6 条 ギャラリー、大会議室及び駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第 2 に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 市長は、使用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の不許可等)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項の使用を許可せず、入館若しくは観覧を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 博物館資料又は施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をするおそれのあるとき又はこれらのおそれのある物品、動物等を携帯するとき。
- (3) 専ら営利を目的とした事業を営むとき。
- (4) その他文化博物館の管理上支障があると認めるとき。

(観覧料等の減免)

第 8 条 市長は、規則で定める事由があるときは、第 5 条第 1 項に規定する観覧料及び第 6 条第 2 項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の還付)

第 9 条 既納の観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、規則で定める事由があるときは、これ

らの全部又は一部を還付することができる。

(使用権譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、文化博物館の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反して使用するとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(3) その他管理運営に支障を生じさせたとき。

2 前項の場合において、使用者に損失が生じても、市は、その補償の責任を負わない。

(特別の設備の承認)

第12条 使用者は、特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、文化博物館の施設等の使用を終えたとき又は第11条第1項の規定により、使用許可の取消し若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに、市長の指示に従い、当該施設等を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを行い、その費用を使用者に請求することができる。

(使用者等の管理義務)

第14条 使用者は、使用期間中その使用に係る文化博物館の施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 使用者、観覧者その他文化博物館の利用者は、故意又は過失により文化博物館の施設等又は博物館資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(立入り等)

第15条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、文化博物館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）に、文化博物館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、指定管理者に文化博物館の管理を行わせている場合における第6条第1項及び第3項、第7条、第11条第1項、第12条、第13条並びに前条の規定の適用については、これらの規定（前条を除く。）中「市長」とあるのは「第16条第1項に規定する指定管理者」と、前条の規定中「市長」とあるのは「次条第1項に規定する指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、文化博物館の管理を行わなければならない。

2 休館日及び開館時間は、規則で定めるところによる。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条に規定する事業

- (2) 文化博物館の利用及びその制限に関すること。
- (3) 文化博物館の観覧料及び使用料の徴収、減額、免除及び還付に関する業務
- (4) 文化博物館の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務
(利用料金制)

第19条 市長は、第16条第1項の規定により指定管理者に文化博物館の管理を行わせる場合、博物館資料の観覧並びにギャラリー、大会議室及び駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合においては、観覧者及び使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、博物館資料の観覧については別表第1に定める観覧料の額の範囲内において、ギャラリー、大会議室及び駐車場の使用については別表第2に定める使用料の額の範囲内において、特別展の観覧については第5条第1項ただし書に規定する観覧料の額の範囲内において、それぞれ指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

4 指定管理者は、市長の承認を得て、年間観覧券その他の特別利用券を発行することができる。

この場合において、特別利用券の額は、第5条第2項に規定する観覧料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

5 指定管理者は、第8条の規定に準じて、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、第9条の規定に準じて、利用料金を還付することができる。

7 第5条、第6条第2項及び前条第3号の規定は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、適用しない。

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第5条関係）

観覧料

区分		一般観覧料	団体観覧料 (20人以上)
常設展示観覧	大人	200円	160円
	大学・高校生	150円	120円

備考

- 1 「常設展示観覧」とは、文化博物館が平常的に展示する博物館資料の観覧をいう。
- 2 「大人」とは、大学・高校生、中学生、小学生及び小学校就学前の者以外の者をいう。
- 3 「大学・高校生」とは、大学、高等学校及びこれらに準ずるものに在学する者をいう。
- 4 中学生、小学生及び小学校就学前の者については、観覧料を徴収しない。

別表第2（第6条関係）

使用料

使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで

ギャラ リー	全 室	平日	4,200円	5,600円	4,200円	9,800円	9,800円	14,000円
		土・日・休日	4,800円	6,400円	4,800円	11,200円	11,200円	16,000円
	半 室	平日	2,100円	2,800円	2,100円	4,900円	4,900円	7,000円
		土・日・休日	2,400円	3,200円	2,400円	5,600円	5,600円	8,000円
大会議室	平日	1,800円	2,400円	1,800円	4,200円	4,200円	6,000円	
	土・日・休日	2,100円	2,800円	2,100円	4,900円	4,900円	7,000円	
駐車場		1台1時間につき100円。この場合において、その使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。ただし、1日1回当たりの駐車場の使用料の額が1,000円を超える場合は、1,000円とする。						

備考

- 1 附属設備の使用料は、1時間につき800円以内で規則で定める。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

○明石文化芸術創生条例

平成21年3月30日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する基本的な理念及び方向性を示すことにより、明石の特性や人びとの個性を尊重した文化芸術の振興を図り、もって心豊かでうるおいとやすらぎのある市民生活と個性豊かで活力のある地域社会の実現及び地域を支える人づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化芸術」とは、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）が対象とする文化芸術その他多様な文化領域を含むものをいう。

2 この条例において「文化芸術活動」とは、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動をいう。

3 この条例において「団体等」とは、企業、教育機関、NPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、文化団体、中間支援組織（NPOを支援するNPOその他の組織をいう。）等をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。特に、市は、文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化芸術の内容に対して、介入し、及び干渉することのないよう細心の注意を払わなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、過去から培われてきた地域の文化や芸術を市民の財産として継承し、発展させるとともに、魅力ある新しい文化芸術が創造されるよう配慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動が市民の権利であるととらえ、市民が等しく文化芸術活動ができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりの多様な文化芸術及び価値観を理解し、尊重することにより、互いの文化芸術の発展が図られるよう配慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を担う人材の育成が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、次代を担う子どもたちの心や感性、創造性やコミュニケーション能力を豊かに育むことができるよう配慮されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが文化芸術を担う主体であることを自覚し、様々な文化芸術活動を行うことにより文化芸術の振興に寄与するとともに、相互に理解し、尊重し、交流を深めるよう努めるものとする。

(団体等の役割)

第5条 団体等は、地域社会の一員として、自主的に文化芸術活動を展開するとともに、市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、第3条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(市民等の共通の役割)

第7条 市民、団体等及び市は、相互に連携し、協働し、及び人材、情報その他の資源を生かし、共に文化芸術の振興に努め、特に、次代を担う子どもたちが文化芸術に親しむことができるよう心をくばるものとする。

(基本施策)

第8条 市は、多様な文化芸術の振興を図るため、地域に根ざした伝統的な文化芸術の継承及び発展並びに新しい文化芸術の創造に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるとともに、文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術活動の場及び機会の拡充その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、市民の文化芸術活動の推進に資するため、文化芸術に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、文化芸術活動を担う人材の育成を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

5 市は、特に、次代を担う子どもたちの豊かな人間性を育むため、文化芸術活動の場及び機会の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第9条 市長は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。